

第3回信州型自然保育検討委員会

日 時：平成26年9月10日（水）14時から17時
場 所：長野県松本勤労者福祉センター
第6会議室

開 会

○事務局

定刻になりましたので、ただ今から第3回信州型自然保育検討委員会を開催します。開会に当たりまして、県民文化部こども・若者担当部長の山本より一言ごあいさつを申し上げます。

1 あいさつ

○山本こども・若者担当部長

皆様、こんにちは。こども・若者担当部長の山本京子でございます。本日は本当に皆様、大変お忙しいところ、またご遠方からもご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

6月13日に開催した第2回の委員会以降、3カ月ほど間があいてしまったわけですが、その間、本当に委員の皆様には、夏の大変お忙しい中、またお暑い中、県内各地の野外保育団体ですとか、保育園・幼稚園などの現地視察にご参加いただきましたこと、改めて御礼申し上げる次第でございます。

さて、この事業の目的でございますが、長野県の子どもたちの保育と幼児教育の環境づくりに資することございまして、信州の豊かな自然環境を活用した自然体験を初めとするさまざまな体験活動によって、県内全ての子どもたちの健康的な成長、それと多様な学びが実現するということを目指すものでございます。

本日は、これまで皆様から頂戴したさまざまなご意見に基づいた事務局素案を提出させていただいておりますが、ぜひ忌憚のないご議論をいただきまして、この事業がさらに深まりますことを期待しております。

また、本日の委員会より、長野県保育連盟並びに長野県私立幼稚園協会、それぞれの代表の方に委員としてお入りいただくことができました。大変お忙しい中、この事業の趣旨をご理解いただきまして、お時間を調整いただいたことに対しまして、改めて厚く御礼申し上げます。

子どもにとっては、いまさら皆様に言うまでのこともないのですが、幼児期の過ごし方というのは、その後続く本当に長い人生のもととなる根っことして極めて重要なものでございます。長野県の子どもたち一人一人が安心して豊かに成長できるように、保育や幼児教育にかかわる全ての方々が共通理解を育み、学び合い、協力し合う仕組みづくりとい

うのが本当に重要なことかと思っております。

今回の事業によって提唱される信州型自然保育が多くの皆様の意見交換であり、交流のきっかけとなって、今後の長野県の保育や幼児教育の一つの礎となりますよう、皆様のお力添えをいただきながら、全国に誇れる仕組み、制度としてこれが実現できますよう、私ども県としても最大限努力したいと思っております。

長野県に住んでいると、自然の豊かさというのは何か当たり前のごとく思っているんですが、この自然の豊かさというのは、今、全国からも非常に注目されているところです。そういった自然環境を、環境さえあればいいというものではまたないと思うんですが、子育てや保育や幼児教育の実践としっかりつなぐことで、この長野県の子育て環境のすばらしさというのをまた全国に強力に発信されるのではないかとこのように考えております。

ただ、この事業は、行政としてはなかなか前例のないものでございますので、事務局でもいろいろとその苦勞をして素案をまとめましたりですとか、あるいは、本当にお忙しい皆様お一人お一人に、いろいろお教を乞ったりしましてやっているのでもございますが、今後のこの議論の中でも、さまざまな課題が出てくると思うんですが、それに対しましても検討したり試行錯誤したりしながら、あるいはこの事業が、もし何か成立したとしても、決してそれでも完成ではないと。それに対して、またいろいろな方のいろいろな意見を頂戴して一つずつレベルアップといいますか、何も無いところからつくって、それでそれをみんなで育てていくといいますか、いいほうにいいほうにやっていくということで、長野県の保育園、幼児教育、ひいては長野県に住む子どもたち、あるいは、もう本当に信州教育といいますか、そういったもののもとになるのではないかと考えています。

そういったものがほかの都道府県ですとか、さらにはまた国の制度のモデルとなるような、そういった成果を上げることが出来ますよということ、大変、事務局では大きいものをお考えのでもございますが、引き続き、お集まりの委員の皆様の本当に率直なご意見をいただくとともに、ぜひ引き続きご指導、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

○事務局

それでは続きまして、第2回委員会の後、6月より新たにご就任いただきましたお二人の委員の方をご紹介させていただきます。本日の配付資料、式次第の裏面に本日の出席者名簿がございますが、その名簿に沿いまして、お二人ご紹介させていただきます。

まず長野県保育園連盟会長でいらっしゃいます飯島俊勝委員です。

続きまして、長野県私立幼稚園協会振興対策経営委員会副委員長の宮原光生委員でございます。

よろしければ、お一言ずつ、ごあいさつをちょうだいできればと思いますけれども、飯島先生からお願いします。

○飯島委員

今、部長さんがおっしゃった信州型自然保育検討会、スタートをもう切っているわけですが、その中で、私たちの保育園連盟としても意見がありましたらば、反映ができ

るようになればというふうに思っております。

特に私も長い間、会長をやっている感じますのは、国のほうが、文部科学省、厚生労働省一体となってやるのかわかりませんが、新たなシステムをつくっている最中に、また長野県の中で同じように、教育委員会それから知事部局、これが一つになってほしいところへ、また新たなこういうようなものができていかなものかなということは部長さんには申し上げたところであります。

事実、教育委員会の中では、前から幼児教育研究会というものがありますし、その辺のところは実際「信州はぐくみプラン」というのをつくっておりますよね。こういうところの連動とか、それから今年の審議会の中にこども・子育て会議ができて、間もなく活動を開始しようとしている。そのときに、いい意味で、同じ長野県の中ですから、連携をとっていただいて、ぜひその辺のところを一つになるような形で、部長さん以下、担当の皆さんにも協力いただければと思います。長くなりました。失礼しました。

○宮原委員

この間の新聞ですか、亡くなられたああいうのを見て、とにかく危機管理がないというのか、やっていることがちゃちで、私たちから見ると、何か、まだ子どものいたずらに何かしているような感じなのですけれども。

今の人たちというのは本当に物を知らないという、理屈を知らないというか、幼稚園もそうです。はさみを使って、ぐるぐるのせん切りをして、それを糸で結んで割り箸につけて遊ぶというような遊びがあるのですけれども。そういうときに、綿の糸を使うって、当たり前だと思っているのですけれども、ビニールテープでやると。だから物を知らないということ。だから親も先生も物を知らないという、本当に怖い時代です。

でも、やっぱりそういう経験はさせてあげたいと思います。

○事務局

ありがとうございました。あと、今日ご出席の委員の皆様、名簿のほうでお名前をごらんいただければと思います。すみません、よろしく願いいたします。

また、9月1日付で次世代サポート課長が異動となりまして、新たに青木隆課長が着任いたしました。本日、新任のごあいさつを申し上げるべきところなのですが、あいにく急な用がちょっと入ってしまいまして、急遽、ちょっと来られなくなってしまいました。申しわけございません。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に進めさせていただきますが、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと思います。

検討資料と参考資料として、本日、委員の皆様にお配りした資料は、その名簿の次のページにとじてございます。委員資料一覧をごらんいただければと思います。

検討資料が全部で7種類ございまして、参考資料として4種類、その後につけてございますので、もし不足等ございましたらおっしゃっていただければと思います。

それでは、これより会議事項の検討に入りたいと思います。

ここからの進行は上原委員長をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

2 検討事項

(1) 信州型自然保育認定・登録制度 素案検討

○上原委員長

それでは、よろしく願いいたします。

しばらく間があいたけれども、このあいている間に本当に盛んに動いていただいて、本当に申しわけなかったです。ありがたく御礼申し上げます。

よく人を使う会議だなと思いましたが、おかげさまで着々と進んでいるかなということは感じております。ありがとうございます。

いろいろ考えることはあるのですが、僕自身の気持ちとすれば、子どものためになるものをやりたいということなのです。それで就学前保育、あるいは就学中保育という、いろいろなスタイル、パターンがあっていると思います。音楽中心もいい、体育中心もいい、さまざまなものが数多くあるのがきっと選べるチャンスも増えると思いますので、さまざまなことができるという、その一角にでもこういうものが位置づけられていくとうれしいことだと思っています。そういうことが、お父さん、お母さん方の子育て支援とか、そちらのほうにも役立ってくれると、そういうことを願っています。

それと同時に、長野県というのはいっぱい宝物がありますから、山であれ、自然であれ、田畑であれ、そういうものがたくさんありますので、そんなものを活用できる仕組みができあがればなど、そんな気持ちであります。よろしくご協力をお願いいたします。

それでは会議に入りますけれども。皆さん盛んに忙しく視察等々やっていたきまして、出会っているのですけれども、微妙にすれ違っている人っていませんか、今日は宮原さんと僕は初めて顔を合わせました。大体、簡単に一言ずつ、回しましょうか。はい、では僕はこれで済みますから、上原ですけれども、よろしく願いします。

○木戸委員

はじめまして。私、木戸啓絵と申します。ただいま岐阜にある保育所養成の短大で専任講師をしております。

私は、研究の専門としてドイツの森のようちえんですとか、オルタナティブな教育について調査をしてまいりました。今回、長野県のこういった制度にかかわらせていただき、本当にうれしく感じております。まだまだ未熟な点も多いかと思うのですけれども、先生方のご指導を乞いながら、なるべくよい制度づくりに力を注ぎたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○山口委員

上田女子短期大学の山口と申します。よろしく願いいたします。

視察をしている途中で、うちの附属幼稚園の裏山でブヨに刺されまして、竹内さんからムヒを借りるという失態をおかしましたけれども、またよろしく願いいたします。

○依田委員

安曇野市でNPO法人響育の山里くじら雲の代表兼保育者をやっております依田敬子

と申します。よろしくお願いいたします。

私は、昨日保育を終えて東京のほうにあずさで行って、臨床育児保育研究会というところで、研究会に出て、お昼近くにこちらに戻ってきて、そこでは神奈川県の方で川和保育園というところの研究会で、認可園でありながら、園庭を活用しているいろいろな豊かな体験を提供している保育園の事例を見てきました。しかし、新宿に駅の周りを歩いていると、本当にコンクリートジャングルだなというふう感じて、やっとこの山の景色が見えたらホッとしたところです。よろしくお願いいたします。

○県民文化部こども・家庭課

県民文化部のこども・家庭課の保育係長をしています早川と申します。よろしくお願いいたします。

○次世代サポート課

次世代サポート課の田中と申します。事務局として担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○本城委員

本城慎之介と申します。軽井沢町の森のようちえんぴっぴの、今年度から保護者としてですけれども、その前、今もそうですけれども、6年間、保育所に勤めています。

森のようちえん自体は設立して8年間になりますけれども、9月2日付で、今まで任意団体だったのを一般社団法人というような形で新たなスタートを切ったところです。よろしくお願いいたします。

○高松委員

本来は認定こども園、慈光幼稚園の園長です。非常勤講師ということで今年から飯田女子短期大学で、身の置きどころが今年から反対になっております。

この会ですが、一つ一つのことから、一つ一つの言葉、先生方の発言、いろいろなことに引っかかりながら、引っかかりながら自分の中に入っていくことと、入っていかないで、まだまだここにつかかっていることと、いろいろある中で、回数を踏むごとにもうちょっと理解者になれるのか、あるいは、私も長野県民の子どもたちの幸せを考えるつもりで私もこういうことをしているわけですが、その中で、相容れるものと容れられないものと、まだまだあるのですが、いろいろ学ばせていただいて、すっきりしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○小林委員

NPO法人山の遊び舎はらぺこの小林と申します。よろしくお願いいたします。

うちのほうは、夏休み明け、また元気に始まりましたけれども、もう入園説明会が始まっています、新しい親子の皆さん、いろいろ園に来てはいますけれども。お母さん、お父さんたちの熱意というか、毎年そうですけれども、強く感じて、こっちも頑張らなければいけないなということを、今、思っているところです。よろしくお願いいたします。

○飯沼委員

飯沼利雄と申します。安曇野市の福祉部長をしております。この委員会の中で行政の代表という位置づけになるのでしょうか、参加をさせていただきました。

私どもの役割というのは、制度をつくり運用し、そして市民からお預かりをした予算をどのように使っていくのかというのが基本だというふうに考えています。

今、こども・子育て会議の中で、来年の4月1日施行で、新たな制度に向けて調整を整えております。ここ何十年かの課題であった幼保一元化が初めて成し遂げられるという、そういう心持ちで取り組んでいます。いろいろな意見がもっともっと出るべきだと思うのですが、なかなかその制度の詳細まではわからない方が非常に多いです。これからそういった部分を広めながら、話しながら、いろいろなことを積み上げていきたいと思っております。そういう中で、この自然保育の会議に参加させてもらったことは、本当にタイミングがよかったというふうに思います。

いろいろなことが覆いかぶさってくる状況にはありますけれども、ぜひ、こういった議論を踏まえたこども・子育て会議にしていきたいと、そのように期待しているところです。よろしく願いいたします。

○荒井委員

長野県短期大学幼児教育科の荒井と申します。よろしく願いいたします。

今、長野県短期大学はまだ夏季休業期間なのですけれども、8月23日、先月は松本市保育問題研究会というので、私、松本に來まして、その翌週はこちらの視察で小川村保育園の円福幼稚園さん、今日、ここに來まして、来週は私立幼稚園協会との懇談会、何かいろいろ飛び回りながら、さらに10月、夏季休暇期間が済みますけれども、今度、長野県保育園連盟の研究大会にも出るという形で、この夏は、現場の方に学びながらいろいろ私自身の経験値を上げるといいますか、非常に学ばせていただく機会が多い夏になったかなと思います。今日も、いろいろな現場にいらっしゃる、いろいろな方の意見を聞きながら、よりよい制度のあり方というのを考えて、私自身も学ばせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○上原委員長

ありがとうございました。

これだけしゃべっていただいただけでも、まさにチャレンジなタイミングですね、今回は。いいものをつくっていきましょう。

それでは、しばらく空いてもいましたから、整理の意味でちょっと経過、経緯を事務局のほうからお話いただけたらと思います。簡潔によろしく願います。

○事務局

ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、第2回委員会、6月13日に開催させていただきました。その後、7月22日に第3回委員会を開催する予定でございましたが、全ての委員の方々に、野外保育団体や幼稚園・保育園等の現地視察を行っていただき

まして、かつ今後の事業の進め方等について事務局と個別に、丁寧に意見交換をさせていただきたいということをごちからとして考えまして、7月22日の委員会を延期させていただきました。今日までの間、保育園連盟並びに幼稚園協会からご推薦いただきました5つの園を視察させていただきました。保育園が3つ、幼稚園が2つになりますが、また野外保育団体の視察も追加で行わせていただきまして、全ての委員に現地を視察いただいて、運営者の方々との意見交換をしていただく中で、今回の委員会にご提出する事務局の素案をまとめることができました。大変ありがとうございました。

○上原委員長

ありがとうございました。今の経過、経緯については、きっと検討していく中で、また振り返っていききたいとか、そんなことがあるかと思いますが、その折にまた思い出していただきたいと思います。

それでは早速ですけれども、検討事項の(1)信州型自然保育認定・登録制度の素案の検討について、お願いいたします。

まず事務局のほうから説明をいただきます。その折に、今までいただいた意見等々を織り交ぜてご説明いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、お願いします。

○事務局

それでは、引き続きまして、資料の1、検討資料1と1-2ということで2つ、今日はこの制度についてのご説明集をご用意いたしました。検討資料1、概要版のほうで、この制度全体の構成をまずざっとお話しをさせていただいて、個々のそれぞれの項目については詳細版のほうでご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、まず検討資料1(概要版)のほうをごらんください。今回、信州型自然保育認定・登録制度ということで、現在、この名称で整理をさせていただいているところですが。

まず、その制度の根幹となる県としての考え方、スタンスについて「はじめに」というところでご説明をさせていただいております。

次に信州型自然保育の基本理念ということで、3つの理念を示させていただきました。信州型自然保育の定義と、そして制度の名称という順番で、後ほど詳細版のほうでご説明しますが、そんな流れで考えております。

制度の趣旨のところでは4つの目的を整理させていただきました。その目的に沿って、制度の内容のところでは3つの柱の事業といいますか、事柄を整理いたしました。その後、具体的に、実際に認定登録の手続きにつきましてご説明をさせていただきます。その中身に関して、その申請要件、あと認定・登録の基準等についても、またこれ別紙で細かくご説明をさせていただきます。

最後にその制度による効果ということで、今回はこの制度が実現したその後どのような成果、効果が期待されるかというところを最後にご説明させていただきたいと思います。

それでは、今、この全体の構成に関しまして、それぞれの項目を詳細版のほうでご説明をさせていただきます。詳細のほうは検討資料1-2(詳細版)と書かれているホッチキ

ス止めのものをごらんください。

その前に、検討資料の補則という資料が1枚、両面刷りであるかと思いますが。事前に各委員の皆様方にご説明、もしくはお送りさせていただいたこの詳細版につきまして、本日、当日の資料としてご用意したものは幾つか修正点がございます。それをまず先にご説明させていただきます。

まず修正点1ですが、その検討資料1-1、詳細版の7ページ目になりますけれども、以下の項目を追加させていただいております。どういうことかといいますと、実践記録の作成と提出についてということで、細かい説明は後ほど詳細版の中で流れに沿ってご説明いたしますが。記録をとっていただいて、またご提出をいただくということを加えさせていただきます。

それで修正点2、裏面になりますが、修正点2としては、これは活動の基準のほうの資料に修正を加えたものですが。またこれ後で基準の詳細版、基準の中でご説明させていただきますが。事前にお渡しした資料では、認定基準⑫のところの基準として、野外での体験活動、週2回以上実施し、かつ1回の時間が2時間を越えているという記述でしたが、これを本日の資料では、⑫計画的に実施する野外活動時間の総量が幼児一人につき、年間540時間を超えている」というような表記で、整理をし直したもので記載させていただいております。また、これも後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

最後、修正点3としては、また詳細版のほうの資料に戻っていただくのですが、一番最後のページ、10ページ目に、最後、補足説明として認定と登録の2つのカテゴリを設定したねらいについてということで、認定団体、登録団体それぞれの、県としてどういう考え方を、そういった2つのカテゴリを設けたのかというところの補足説明を最後に加えさせていただきました。

以上、3点、修正されたものが本日の当日の詳細版であるということで、引き続き、その詳細版の中身についてご説明に入らせていただきたいと思います。

それでは検討資料1-2（詳細版）をごらんください。

まず「はじめに」ですが、先ほど申し上げましたように、ここの部分では、この制度の根幹としての県としての考え方、スタンスについてまとめさせていただいたものです。

冒頭の部長のごあいさつにもありましたように、子どもたちにとってのその幼児期、児童期にけるさまざまな体験が非常に、長い目で見て人生の原体験、根っことして重要であるという、まずそういう認識を持っております。

子どもの育ちにとって保育や幼児教育はどうあるべきか、子どもにとって必要不可欠な育ちの環境や大人のかかわり方を根底から見つめ直す、しっかり考えるということを大事にするという意味で、今回、そのきっかけとして自然保育という一つの切り口を捉えていきたいというふうに考えています。

自然体験、自然環境豊かな長野県での自然体験というものはもちろん大事にしたいんですが、その自然体験だけでなく、さまざまなその体験活動、いろいろな生活体験を含めて、そういう体験活動を通じて、子どもたちの主体性、社会性、創造性などが育まれる、そういった環境をより豊かなものにしていきたいというふうに考えています。

信州の自然環境を積極的に活用した野外での体験活動を機軸とする自然保育の必要性というものを県全体として共通認識として、信州型自然保育というものがどういうものか

という、その意味と定義というものを、この制度についてまず明確にした上で、その実際、実践の質と社会的認知の向上を目指して、信州型自然保育認定・登録制度という仕組みを構築したいというふうに考えたところでございます。

この制度では、後ほど詳しくご説明しますが、認定団体、登録団体、2つのカテゴリ、仕組みで構成をしたいというふうに考えています。

この認定・登録、両者の間に団体として何か上下関係とか優劣の違いがあるということではなく、一つのその選択肢として、より多様なニーズに応えるということで、この認定・登録を、より2つを考えたところでございます。

信州型自然保育というのは、従来の保育スタイルとか、その実践の内容を否定するものではなく、多様化する保育者、保護者等の意思を尊重し、そのニーズを満たすための保育の新たな選択肢を増やすことを提唱するものでありまして、長野県の保育・幼児教育全体の向上発展を目指すという、一番基本的なところはしっかり押さえたいというふうに考えています。

そういった基本的な考え方に基つきまして、信州型自然保育の基本理念として3点に整理させていただきました。

まず①自然体験を機軸とする保育や幼児教育を通じ、子どもの心情、意欲、態度を育む。この心情、意欲、態度というのは、皆様ご存じのとおり、国で定めた保育指針、また幼稚園教育要領、いずれにもしっかり規定されている基本的な考え方でございまして、この信州型自然保育の制度においてもしっかりそのあたりを押さえっていく、まず押さえるというところです。

特にその幼保小連携の一貫した保育であったりとか、人生の基盤となり得る体験型保育という、そんな視点を大事にしたいというふうに思っています。

2点目、ページをめくっていただきまして2点目になりますが、②として、多様な体験に基づく総合的な人間力の育成という基本理念を掲げております。これは子どもたちの主体性、社会性、創造性といった、総合的な人間力がこれからの社会には最も必要とされる力になるという認識の上に立ちまして、そういった総合的な人間力というものが自然体験とか生活体験など、さまざまな体験活動によって育まれるという、そういう考え方を持っているものでございます。

人づくりの重要性というものを、今、長野県のいろいろな分野にまたがって掲げているわけですが、そういった人材育成の観点からも今回のこの自然保育の体験に基づく、この自然保育の考え方というものを広く、共通認識として進めていきたいというふうに考えています。

3点目、長野県に豊かな自然環境を子育てや保育に活用する。長野県であるからこそ、長野県らしさというものの、その最たるものの一つというこの自然環境を、しっかり子どもたちの保育・幼児教育につなげると、さらには教育にもしっかりつないでいくというような視点で、その自然環境を活用するというのをしっかりこの制度の中では位置づけていきたいというふうに考えています。

続きまして、信州型自然保育の定義ですが、そのまま読ませていただきますが、信州の自然環境を積極的に活用する野外での多様な生活体験を機軸とした活動を幼児期から児童期の子どもたちに提供する保育、子育て、教育実践の総称とします。既存の保育、幼児教

育、野外保育等の全てを対象にするものであり、子どもたちがさまざまな体験活動を通じて、主体性、社会性、創造性、そして結果として自己肯定感等が育まれることを目指す実践であり、活動のフィールドや実践内容、指導法等は幅広く許容されるものとします。

長野県の多様な保育や幼児教育の中で、県が定めた基準を満たす特色ある実践を、信州型自然保育として知事が認定をいたします。これを定義として、今、整理させていただきました。

名称ですが、信州型自然保育認定・登録制度としてご提案をさせていただきたいと思っております。

次に4の制度の趣旨ですが、4つの趣旨、目的として整理させていただきました。

まず①が信州型自然保育の定義と基準を構築する。この制度によって、信州型自然保育というのは、今までのいろいろな保育、幼児教育のもちろんいいところを取り込むんですが、一つの新しい概念として、しっかりその定義と、またその基準というものをこの制度では、まずしっかり整理をして構築をしたいというふうに思います。

次のページにいきまして、②信州型自然保育への関心と理解を広げ、普及を促進する。これは信州型自然保育という一つの新しい概念をしっかりと県内全域で共有できるように、信州型自然保育ガイドというものを、これ仮称ですけども、作成をしまして、そこにはさまざまな事例をしっかりと盛り込んで、その事例を通して、お互いが学び合えるような、まずそういった一つの素材といいますか、教材的なものとして、このガイドというものの作成を考えています。

次に③自然保育に取り組む団体間の学びあいと交流を促進する。この目的につきましては、先ほどの信州型自然保育ガイドの作成ともつながってくるんですが、さまざまな子どもたちにかかわる、保育、幼児教育にかかわっていらっしゃるさまざまな団体の方が、お互いにやはり情報共有をしたり、学び合ったり、交流をしたりというような場が、今までもちろんあったのですが、それをよりしっかりと県としても推奨するといいますか、しっかり支えていけるような、そういった仕組み場とか機会、それをつくっていききたいということでございます。

最後に④の幼保小の連携促進に寄与する。これはこれまでもいろいろな場面でさまざまに言われて指摘されてきました、その小学校との連携、また幼稚園、幼児教育、保育との連携、そういった連携をしっかりと促進するために、その一つの切り口として、今回の自然保育というものをぜひ広く活用していただきたいというふうに考えたところでございます。

以上、この4つの趣旨にしたがって、制度の内容として3つの柱を考えております。

まず①が信州型自然保育の認定・登録と周知。信州型自然保育の実践を認定する。もしくは登録をするというその仕組みをまずつくるということと、その認定していただいた実践及び登録をしていただいた実践を、県としてしっかり周知をして、県内外に向けてアピールをするというようなことをまず第1点として考えています。

ここで認定という言葉の意味を改めてちょっと確認として、その四角の囲みの中に整理をいたしました。信州型自然保育の定義や基準を満たした実践がされていることを公、公的に示すものです。

認定団体には知事からの認定証を付与するとともに、信州型自然保育の表記とか、認定、

シンボルマーク的なものも、これまだ刷るかどうかというのはこれからの議論なのですが、そういったものもつくった場合には、その使用を許可するというようなことも考えています。

あくまでも信州型自然保育の実践内容について認定・登録をする制度でございまして、自然保育を実践するその団体の許認可制度ではないということです。つまりこの認定がなければ自然保育ができないとか、当然、そういった意味合いでは全くなくて、むしろ、いろいろな事例、先進的な事例をしっかりと県として支えていく、応援するといった意味での認定であり、登録であるということでございます。

この制度自体が、この自然保育に取り組む際に深めたいと考える方々が学び続けることのできる制度を目指したいと思っているんですが、この制度自体が、今後、しっかりいろいろな事例を蓄積していく中で、認定・登録団体が増えていくということによって、さらに制度としても進化していくというようなことを目指したいと考えています。

裏面に行っていただきまして、2つ目の柱として、信州型自然保育ガイドを作成いたします。これは、もちろんこの制度の理念とか趣旨、この制度の仕組み等のその説明について記載する部分もあるのですが、県内のいろいろな野外保育、保育、認可を受けての保育園・幼稚園全て、いろいろな事例をしっかりとこのガイドの中に盛り込んでいくと、その蓄積・集積をしていくというようなイメージで考えています。

形としては、何か冊子のようなもので出すということも、必要な場合には考えたいと思うのですが、基本的にはどんどんアップデートできるような、そういう仕組みで県のホームページ等で閲覧、ダウンロードができるような、そういうものの体裁で考えています。

信州型自然保育ガイドのイメージとしては、その囲みの中に書いてあるようなイメージであります。先ほどのご説明とも重なりますけれども、できるだけ具体的な事例、客観的な事例をしっかりと共有できる、そういった素材にしたいというふうに考えています。

やっぱり事例を通してお互い学び合う、事例を通して交流のきっかけをつくるといった、そういった流れを意識した自然保育ガイドにできたらいいなというふうに考えているところでございます。

3番目の、3つ目の柱でございますが、研修会等、また交流の機会などを開催したいということです。これは認定登録団体を対象としまして、その自然保育の質の向上、また人材育成を目的とする、そういった研修会等を開催したいということです。

研修会などでは、学び合いとか交流を通じて、保育な基本的なあり方について議論し合ったり、自然保育に関する新しい知識とか、体験活動に関するノウハウが共有できる。そんなような機会になったらというふうに考えています。

認定登録団体には、基本的にこの研修会に参加をしていただくように呼びかけながら、そこでの交流、研修の様子などもしっかりと情報として、県として発信をしていくというようなことも考えています。

研修会のイメージとして、その下の囲みで整理をさせていただきました。1回当たりは大体20名から多くとも50名くらいの、あまり大きなものではなく、お互いの交流がしっかりとできるぐらいの規模でというイメージです。

また、内容についてはこれから具体的に検討するということになりますが、先ほど来、申し上げますように、お互いの情報共有、またいろいろな意見交換が十分にできる、

お互いの学び合いの場になるような、そういった研修会をしっかりとつくりたいというふうを考えているところでございます。

以上、ここまで趣旨、それに基づきました制度の内容、3つの柱についてご説明をさせていただきました。

引き続きまして、実際にこの内容の①の認定・登録を具体的にどういう手続きで行うのかという、その手続きについてご説明をさせていただきます。

まず認定申請の手続きということで、認定のほうの手続きの流れなのですが、①から、裏面にわたって⑨まで、その手続きの流れを整理してございます。

まず認定申請をしていただきます。申請書類等は今後作成するのですが、県のほうで作成しました申請書類、申請要領等に従って申請をしていただきます。申請時期は年一回を考えています。つまり年一回の認定・登録というようなものを今のところ想定しているということになります。

その申請をしていただきましたら、その認定審査委員会によって審査をさせていただきます。これは認定申請の場合にこの審査をさせていただくということになります。

その③の審査ですけれども、これは団体から提出された書類等をもとに、認定審査委員会が現地視察や関係者等のヒアリングを行った上で認定基準を満たしているかどうかを審査し、認定の可否について判断して県に答申するということです。この認定基準については、また後ほどご説明させていただきます。

④は、審査を経て認定ということになりまして、知事の名前で県として認定書を付与します。

次に認定期間が5年ということで設定をさせていただきました。5年ごとに更新手続きを必要とする。

⑥がその認定更新手続ということで、基本的には認定、最初の認定と同じような審査を受けるというようなことになります。

⑦が認定の取り消しについての規定で、⑧が認定団体の責務等ということで、基本的な情報公開等をしっかりしていただくというようなこと、また、先ほど出ました研修会等に参加していただくということを責務として位置づけております。

最後、⑨認定にかかる費用は無料とするということです。

続きまして、登録申請の手続きについてですが、基本的な流れは認定と同じなのですが、登録申請の場合には、必要書類を記入していただいて届け出るというような手続きをもって登録をするということになります。その登録の審査委員会等の設置はいたしません。

登録期間、あとは再登録の手続き、登録の取り消し、あと登録団体の責務等、あと費用については、認定申請と同様に考えております。

登録団体についても情報公開はしっかりしていただくということと、研修会等に参加をしていただくことはぜひお願いしたいというふうに思っています。

先ほどの冒頭に追加ということでご説明しましたその囲みの部分、実践記録の作成と提出についてということで、そこに追加をさせていただいております。

これはそれぞれの認定登録団体が、それぞれの自分の団体としての情報公開、情報発信だけでなく、県としてもその認定団体、登録団体ともに日々の実践について記録を残していただいたものを、県が定めた書式等によって実践報告を毎年提出していただくというこ

とを想定しています。

基本的に登録・認定の更新は5年ごとなのですけれども、この趣旨としては、毎年の実践記録をしっかりと県としても集積をします。それで信州型ガイドとか研修の資料として活用させていただきたいという、そこを一番の趣旨として、こういった記録の提出もお願いしたいというようなことで追加させていただきました。

次に、8の認定・登録の申請要件についてですけれども、まず申請要件としては7点、そこに整理をさせていただいています。

この申請要件は、大体、この制度に限らず、いろいろなこういった申請案件では大体、定められているものです。基本的にその法令に違反していないといったような、そういった類の要件を盛り込んでございまして、裏面をめくっていただきまして、そこに加えて⑤から⑦に関しては、先ほども申し上げたように、広く一般に向けてその活動実践、実践内容を公開することができるということ、公開しませんということになりますと、申請・登録ということの申請要件にかなわないということになるんですが、基本的に一般にその実践内容を公開できますというようなことを一つ条件として入れさせていただきました。あわせて、その信州型自然保育ガイドを、その中身を理解していただくということと、しっかり読んでいただくというようなことも条件として、申請要件として入れさせていただいたところです。

認定・登録の基準というふうに進むわけですが、この認定・登録の基準の中身については、検討事項2のほうで詳細をご説明させていただきたいと思っておりますけれども。基本的にそれぞれの団体の実践が、信州型自然保育の趣旨にしっかり合致しているということ、また一定の質を担保して、運営体制等の整備をしているということを確認するというような観点で、そういった基準、登録・認定の基準をつくるというような、そんな考えでございます。

最後になりますが、その制度による効果ということで、まず認定・登録を受ける団体にとっての効果は4点整理させていただきました。

①自然保育に対する社会的認知と信頼性が高まるということを考えています。これは認定団体及び登録団体について県がしっかり周知、情報発信をしていくと。さらには、市町村にもしっかりと県から周知をしますので、それぞれの地域においても地域理解が広まるであろうということ。また、県外に向けてもしっかり信州型自然保育団体ということで、特に認定団体については、個別にPRをしていきたいということも考えています。

②県内外からの注目が高まる。その①で県がしっかり情報発信をすることによって、県内のみならず、県外からも長野県のこの自然保育というものの注目が集まるということを期待することです。

具体的には、東京の銀座に、「銀座NAGANO～しあわせ信州シェアスペース～」が10月26日にオープンのご予定でございます。ちょうどこの制度、これから進めて、あとでまたスケジュールのほうでもご説明しますが、この制度自体は11月中には完成をさせるということで今後進めていきたいと思っています。

ですので、その制度ができ次第、この銀座シェアスペースでもしっかりと、リーフレット等を配布するというようなことも含めて、県として県外に向けてのアピールをしていきたいと。子育て先進県長野ということで、ぜひ子育ては長野県でやっていただきたいという

ような、そういう発信をしたいと思いますし、実際に長い目で見て、将来の長野県の自然保育、長野県のさまざまな体験活動を経て大きくなった若者たちには、また自分たちの子育てのときには長野県に戻ってきたいというようなことも考えてもらえるような、そういった情報発信をしていきたいというふうに思っています。

③ですけれども、体験活動等に関する知識、経験等が蓄積され、共有されることで保育や幼児教育の内容も豊かになり質が向上する。繰り返しになりますが、保育・幼児教育にかかわっているいろいろな方々が、お互いに交流したり学び合ったりする中で、全体としての質が上がることを期待するというものでございます。

最後、4点目が保護者との信頼関係が高まる連携が促進される。自然保育、いろいろな体験活動、これは保護者とか地域の方々、いろいろな方々がしっかり一緒に参加をしていただくということを大事にしたいというふうに考えていますし、そういった中で、一緒に活動するという中で、お互いの理解とか連携が促進されて、より団体の運営にも、いい意味でプラスの効果が出たりだとか、そういうようなことも期待したいというところであります。

次に保護者、市町村等地域にとっての効果として1点、自然保育に関する客観的かつ具体的な情報が得られるということがまずあると思います。

長野県、今までそれぞれの団体がそれぞれに実践をされていたわけですけれども、これが県としてもしっかり情報をまとめて整理をして発信をするという中で、いろいろな方々に、特に保育、幼児教育を選ぶ保護者の方々、また地域の方々にとって、客観的な情報がしっかり提供できたというふうに考えたところです。

最後の保育環境全体にとっての効果というところは、その下の図もあわせてごらんいただきたいと思うのですが、この制度によって、全体としてどんな相互関係があるのかということをお示ししたものです。

認可保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等が認定・登録の申請をしていただいて、信州型自然保育認定登録団体としての県からの認定・登録を受けていただくということで、子ども・保護者、地域の団体や学校、自治体、いろいろな地域の住民の方々との信頼関係とか、客観的な理解とか、そういったものが向上するというようなことを期待したものでございます。

最後のページになります。11として制度の要綱、これは項目だけですが、今後、本日、この基本方針等がこの委員会で承認されましたら、今後、具体的にこういった要綱の作成等、必要書類の作成をどんどん進めていきたいというふうに思っているところです。

最後、本日、これが追加した部分ですが、補足説明として、認定と登録の2つのカテゴリを設定したねらいということについて、整理をさせていただきました。

認定団体と登録団体は自然保育における「実践スタイルの違い」であり、両者間に上下関係、優劣の違いはありません。なぜ2つのカテゴリを設定したかということについてですけれども、それぞれ認定団体・登録団体について、以下に説明をさせていただきます。

認定団体については、自然体験に多くの時間をかけ、多様な体験活動を実践する量的にも質的にも、体験活動に力点を置く団体がその特徴をアピールする観点で適したカテゴリとして考えました。

これまでの保育や幼児教育とは運営体制、実践方法が異なる団体が認定を受けることも想定されるため、その実践の質や運営体制などについての社会的認知や信頼性を担保するために、県が厳密な基準を設定し、審査を経て認定を出すというプロセスを考えたところです。

登録団体ですが、自然体験活動等を日常の保育・幼児教育に取り入れつつ、保護者のニーズや団体の状況に応じて、その他の活動にも同様に取り組んでいる団体に適したカテゴリとして考えました。

信州の恵まれた自然環境を保育・幼児教育に活用するために、多様な団体が幅広く参加できる仕組みとして考えまして、信州型自然保育の裾野を広げる観点から、県としてより多くの団体に登録を呼びかけたいということで考えました。

2つのカテゴリは、自然保育という共通認識を持ちつつも、団体の考え方や状況に応じて自由に選択できるものであり、必ずしも認定団体になることがベストということではなく、団体によっては、登録団体のほうが団体の特性や自由度をより生かすことができる場合もあると考えました。

自然体験等に力点を置く認定団体と従来のスタイルも尊重しながら体験活動等に取り組む登録団体、どちらを選択するかは、保護者にとってもニーズが分かれるというふうには考えたところです。

以上のように、一つの制度で2つのカテゴリを設定することは、団体にとっても保護者にとっても、汎用性の高い仕組みになるというふうには考えたところです。

以上、認定登録制度の基準の内容以外の細かな基準以外に、全体の構成についてご説明をさせていただきました。

実際にこの資料を皆様方に見ていただいた中で、何人かの委員の方々から個別にご意見をいただきまして、それをこの後の質疑応答の前に、ちょっとご紹介したいと思います。

右肩に検討資料3というふうには書かれてございますが、信州型自然保育認定・登録制度（事務局素案）についての委員からのご意見ということで、今、ご説明した部分にかかわることを最初にご説明いたします。

まず、理念等についてというところですが、保育とあわせて幼児教育の重要性もしっかり盛り込んでほしい。制度の名称については、幼児教育や学びの視点を入れてほしい。

信州型自然保育の定義の中に「信州の自然環境を積極的に活用する野外での多様な生活体験を基軸とした活動」という表現になっているわけですが、長野県はどの地域でも豊かな自然環境があるので、特に山奥や森の中に行かなければならないということではなく、身近な自然環境を活用するというところに大切さを伝えるべきというご意見もございました。

理念にあるように、何よりも「実践の質」を高めることができる、そういう仕組みにしてほしいというご意見もいただきました。

最後にもう一つ、なぜ自然との関わりが大切なのかということが明確になっていないのではないかと。そもそも自然との関わりが、なぜ今以上に必要なのかということを知りやすく理念に盛り込んでほしい。

保育現場ではなかなか自然保育の理念を具体的な実践の形にすることは難しいが、だからこそ、多くの保育者や保護者が共感できる普遍的な表現がほしいといったような趣旨のご意見もいただいたところです。

以上、資料1のこの制度の全体の仕組みについて、それぞれ項目ごとに、ちょっと時間が長くなってしまいましたが、ご説明を改めてさせていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○上原委員長

ありがとうございました。また、あらかじめご意見を寄せていただいた方々もありがとうございました。

今、制度の意義とかねらい、全体像をご説明いただきました。概要というのがそういうことに当たりますけれども、要するに、団体とか施設の認定ではないと、内容であるということですね。

それで何かとすれば、認定と登録のスタイルがありますということです。それから更新なんていう言葉が示しているように、申請して全てが終わりではなくて、常に動いているという、動的な仕組みであるということ、そのあたりが特徴になっているかと思います。

内容が自然をとくか、それはちょっと省いておきますけれども、そんなご説明をいただきましたが、これをどう具体化していくのか、実践に移していくかというのが基準になってくるのですけれども、今のご説明に、基準を聞くとわかることもあるし、また基準と照らし合わせると、また不思議なことが出てくるかもしれません、それはそれでいいんですけども。

現時点でちょっと押さえておきたいということ、あるいはご質問、ご意見があったらください。どの観点からでも結構です。

○飯沼委員

飯沼でございます。認定・登録制度ということで、このこと自体にえらい反対を申すものではないです。ただ、この制度をつくる目的というのが、ここの中で見ると、さまざまな体験活動を通じて子どもたちの主体性・社会性・創造性などが育まれる環境を強くしたいという、強い決意がここに載っているわけです。

とするならば、この強い決意を実現するためには、多様な事業所がやはり必要だろうと思うし、数ですね。それから、その事業所がきちんと運営していくための仕組みというのが必要だと思います。具体的にいうと、やはりそこには財政というものが絡んでくるのではないかというふうにも思います。

ということになると、これを実際に具体化するための、どういうところにこれをつくって進んでいくのかというところまでお考えなのかどうかだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○事務局

その最後、どういうところまでというのは、具体的にどんな団体を想定しているかとかというお話ですか。

○飯沼委員

いえ、そうでなくて、補助制度まで考えていらっしゃるのかどうかというのを聞きたか

ったのです。

○事務局

今回、この委員会が立ち上がった当初から、現時点では財政支援というところまでの議論は県としては進んではいませんが、将来的には、そういったようなことの議論も必要であるというような意識、認識は持っていますけれども、これはまだ具体的に、来年度以降の事業計画等もこれから実際には検討を進めることとなりますので、ちょっと今日の時点は、その財政支援まで考えているところまではちょっと申し上げられません。

○飯沼委員

ありがとうございます。入り口の議論という認識でよろしいですか、今後まだまだこれを詰めていく、そのもと、入り口だということでもよろしいでしょうか。

○事務局

これまではこちら側のご説明の中で、将来的に、例えば財政支援なり人材育成のいろいろなそういった仕組みを考える上にも、まずはやはりこういった団体をしっかり県として認めていくのかという、一番、基本的な部分の仕組みがないと、その先には進めないだろうというような意識は持っているところです。

ですので、今、おっしゃっていただいたように、今後、いろいろな展開、将来的には国に対しても、提言等も含めて、その制度改正等も、そういったことも想定した場合にも、まず県でそういった仕組みをつくっておくということが、次のステップに行くための最初の必要なことだろうということではご説明しているところです。

○上原委員長

ありがとうございました。ほかに。

○高松委員

基本理念に関するところの②ですが、私たちのように認可されているところでは、幼児教育の根幹というのは環境を通して行う教育であるということ、そして調和的な発達を促していくということが一番大事なところなのですが。

この「多様な体験に基づく総合的な人間力の育成」というのは、どちらかというところ、こういう体験の中で育ってきた子どもたちはもっと違うところで、ある種、偏った体験かもしれないけれども、そのことが将来、おもしろいといいますか、そういう子どもの育ちにつながっていくのではないかという気がしますし、前回伺ったところでは、やっぱり入学のときに少し違うというようなお話もいただいている中で、自然との触れ合いが豊かな人間づくりにかかわっているという程度のところでもめていただいたほうが、私は納得ができます。

もし、この文章で言うと、多様な体験というのは、もっと友だちと一緒に歌ったり、劇をしたり、絵を描いたり、いろいろな遊びをする中で多様な体験だと思うので、これは、どちらかというところ、ちょっとタイプが違うかなというようなことで、もしこの趣旨を生か

すとならば、前のところと同じなのですが、「自然体験に基づく人間力の育成」というようなことのほうが、私としては、この多様な経験を信州型の自然の中に求めるのは、ちょっと違うかなというような気がします。いわゆる既存の幼保の中では、もっと多様な経験ができていくかなというふうに思うので、例えば豊かな自然体験に基づく人間力の育成とかということのほうが私の胸には落ちやすいというふうに思っております。調和的な発達の捉え方の問題だと思います。

○事務局

ありがとうございます。その言葉遣い等はこれから、今、いただいたご意見も含めて、しっかり整理していきたいと思っております。

○上原委員長

ありがとうございました。宮原さん何かありますか。

○宮原委員

私も高松先生もやっぱり幼稚園、認定こども園という実践の場が多いものですから、どうしてもそういうような言葉の表現が気になるころは、私も共感しております。

まず一つ、基準ですね。これは幼稚園の実情から言いますと、長野県というのは全国で24%ぐらいですか、就園率が。日本でワースト1なわけです。

それから、その自然体験、これに定義されているそのフィールドは、森から里山、畑というふうに固定されているのですけれども、さっき高松先生のほうからお話しあったように、いろいろな発想の展開があるわけです。ですから、この自然体験をどう定義していくのかということですね。銀座のお店にやっぱり長野県、一番住みたい県ということで、それに子育てが一番ですというのはいいたい気持ちはわかるのだけれども、なかなかうまくいくかは、まずその基準です。例えばこれは私どもの園のことなのですけれども。例えば道徳が小学校に入ります。それに対して、では幼稚園も何とか、義務教育ではないけれども、学校教育だから、幼稚園でも何とかしようということ考えたのは、私どもではうれしかったこと、悲しかったことというのを子どもたちと味わうというような。

その自然体験の年間500時間ですか、これの基準は何なのか。これを拝見すると平均的なという、しかし、これはあくまでもそういうところのものであって、その平均をもって基準にしていくというのは、ちょっと違うのかなというふうに考えるのですけれども。

私ども例えば、幼稚園でしたらいろいろな活動をしています。だから課外保育はそんなにしょっちゅうは出られないのです、実際問題として。やっぱり領域があって、いろいろな活動をしているわけですから。それでもやっぱり近くの公園だとかへ行って、葉っぱをとってきて、それを観察する、そのときにやっぱり幼稚園は教育的にもの考えるから、その葉っぱを見て会話をさせながら、その葉っぱから言葉を拾いながらという、そういう展開がやっぱり自然体験、だから、決して山へ行ったり、川へ行ったり、遊びっこするというような、そういうアクティブなそういう部分だけではなくて、もう少し教育という視点からも、ただ郊外に行って川へ行って遊べばいいというような、そういうことではないと思うのです。

だから、ああいう事故なんかもそうです。あれはちょっとひどいのだけれども、あれだけの子どもたちを3台の筏であの川で流すという、大人だって大変なのに、よくもまああんなことをやったなと思うのだけれども。

何か基準とかそういうものがちょっと違うような、そこからまず、そこを考えなければいけないというのが私の気持ちです。

○事務局

では、基準についてもご説明させていただいてからまとめてご審議いただいたほうがよろしいでしょうか。

○上原委員長

前へ進んでおいて、よろしいでしょうか。今のは頂戴しておきますけれども、また戻ってきます。

では、ちょっと具体的なところ、基準のほうの説明をお願いします。その上で、また全体を。

○事務局

それでは検討資料2と書かれています、信州型自然保育認定・登録制度の「基準」についてという資料をごらんください。

まず全体の構成、この基準の構成についてご説明しますと、認定基準・登録基準、2つの基準を設定しているのですが、その両方にかかるものとして基礎的な情報、団体基礎情報というものをまず最初に申請書類には書いていただくということを考えました。それが最初の四角の囲みにある部分です。基本的には、団体のその属性に関するような情報になります。

認定基準についてなんですけれども、全部で4つの領域にわたりまして16の項目を想定しています。16の項目のそれぞれの中身についてはこれから、今日、また次回の委員会でしっかりご意見をいただきながら、しっかり細かく整理をして詰めていきたいと思っておりますが、本日はその4つの領域16の項目について、ぜひご意見をいただければというふうに思います。

まずその4つの領域は、1つ目は理念に関する基準です。ここには4つの項目を入れました。

①が自然保育の基本理念を理解している。団体として自然保育をどのようにとらえているか。また、その今回の信州型自然保育の理念をしっかりと理解をさせていただいているかというあたりを確認する項目です。

②が国の保育指針や幼稚園教育要領に基づいた実践をしている。政府の趣旨のところにも心情、態度等、保育指針に基づいた趣旨を入れてありますけれども、そのもととなる保育指針や幼稚園教育要領、しっかりと理解をして実践をさせていただいているところを確認するという項目です。

③番目が小学校との連携を大切にしている。小学校との連携の活動を具体的にどのようにやっているかとか、定期的な連絡等をどのようにとっているかというあたりを確認する

項目です。

④が地域社会との連携を大切にしている。いろいろな保育団体とか、地域の団体等との交流とか連携を大事にしているというようなことです。

いずれの項目も、実際には記述をしていただく部分と、あとはチェックリスト的に確認をさせていただくというような、確認のその表現等はこれから考えていくところです。

その次の領域が実践基盤に関する基準です。裏面になります。ここには5つの項目を設定しました。

まず⑤として運営体制を整備している。これは理事会とか運営協議会等の意思決定機関を持っているかどうか、実践課題の改善に取り組んでいるかどうか。特に計画的に、その継続的な実践をしているかというようなあたり、運営体制についての確認です。

⑥が団体運営の維持に努力している。これは運営の安定性とか健全性を確保するためのいろいろな体制とか方針等が定められているかどうかとか、運営状態に対する課題とか、そういったものをしっかり解決しているかどうかというあたりを確認する項目です。

⑦が安全管理の体制を整備している。この安全管理に関する部分が今回この信州型自然保育、特に自然体験とか屋外でのいろいろな体験活動、生活体験という観点で、安全管理の体制というもの細かくしっかり確認をしていくということになると考えています。

具体的な項目を細かくリストアップして、それを確認するというチェック方式のものを中心に考えているところです。

⑧が情報開示及び個人情報保護の仕組みを整備している。基本的にそれぞれの団体の実践について、しっかり対外的に発信をしていただくということ、そういう体制が整備されているかどうかというところを確認する項目です。

次のページに行きますが、⑨が設備環境を整備している。これはいろいろ団体がこの認定・登録に参加されるということを想定していますので、その建物の施設の設置基準等というところまでは考えていませんが、子どもたちの体験活動が効果的に行われるという点で、その設備とか道具等がどのように整備されているかというあたりを具体的に記述していただくような、そういうこと、またはチェック方式で確認をするというようなことを想定しています。

次の3番目の領域ですが、これは実践の内容に関する基準、ここで5つの項目を設定しています。

まず⑩として、活動フィールドについて説明できる。これは具体的にどのような場所、フィールドで活動をしているか、そこを継続的にちゃんと使える状態にあるのかどうかというようなことも含めて、そのフィールドに関して確認をするという項目です。

⑪が体験活動について説明できる。計画的に実施する屋外での活動を具体的に記載していただくようなことを想定しています。

これは、場合によっては、具体的にどういう実践が想定できるか、チェック方式も考える必要があるかというふうに思っていますが。やはり実践から学ぶ、実践例を中心にこの制度を構築していくという観点では、この活動の内容、こういった活動が自然環境を活用した体験であるのか、こういった視点で行われる活動がこの趣旨にかなった体験であるのかということ、ここの項目で確認をするというような趣旨です。

⑫が実践の内容についてのこの量的な基準として一つ、入れさせていただいたものです。

これは⑪と⑫と、当然、連関して考えるべき項目だとは思いますが、⑫の量的な部分では、計画的に実施する屋外活動時間の総量が、幼児一人につき年間540時間を越えていると。屋外活動の例については⑪の項目で具体的に定義、規定しまして、活動時間数は、また年齢別に配慮する必要があるのではないかと考えています。

これについて、540という時間、これは現時点では仮の数字ではありますが、その根拠として540という数字がどこから出てきたのかということは、参考資料の1がございませけれども、参考資料1をごらんいただきたいと思ひます。

参考資料1は、これは屋外の体験活動の時間数に関する参考データということで、整理をしました。これは長野県内の野外保育団体について、14団体の調査結果をまとめたものがまずあります。これが屋外での活動日数の平均4.9日、1週当たりです。保育時間が1日当たり5.7時間の中で、平均4時間程度は屋外で活動していると想定をして、以上を根拠に計算をすると、1週間の屋外での活動総時間は19.6時間、1カ月、これ4週平均で計算をすると78.4時間、1年間を10カ月と計算しまして、屋外での活動総時間数は784時間という数字を算出いたしました。

もう一つ、現地視察を今回実施させていただいた認可園、保育園と幼稚園の屋外活動について、5つの園から聞き取りをしたデータを計算の根拠としています。それぞれAからEまでの5つの園のそれぞれの活動時間が、ばらつきはあるのですが、そのような活動時間です。多いところは1週間に16時間近く屋外に出ている保育園もありました。

それを平均しまして、1週間の屋外活動総時間数が7.4時間、1カ月が29.6時間、1年間が296時間というのが認可園の、この5つだけですけれども、そこから算出した時間です。

この784時間と296時間を足して1,080時間となりまして、それを2で割ったものが540時間ということで、ここに仮に入れさせていただいたものです。

具体的に、ではどういふ活動が540時間の中に含まれるのかというあたりをしっかりと、その11の体験活動についてというところで規定をする必要があると思ひますが。

これは必ずしも、野外に出てというようなどころだけに限定しないで、もうちょっと広く、その園舎の外で、いわゆる屋外で、それは園の敷地も含めて、いろいろな活動をするということも含めて540時間という中に収めていいのではないかとこのようなことは考えたところでは。

ですので、遠足等で野外に出るということ、1日かけて遠足というのももちろん入りませし、その1日30分のお散歩も入るといふようなことで、かなりここは幅広く、とにかく屋外でどういふ活動をするのかというあたりをできるだけ具体的に盛り込めるような、そういう基準として考えております。

その次、⑬としては、そういった実践活動等に対して評価をする仕組みがあるといふようなことも入れました。

最後のページに行ってください、⑭は保護者との連携を大切にしているということも、実践内容としての基準に盛り込んだところでは。

最後の領域としては、⑮保育者、職員に関する基準ということで、2点、⑮の項目としては、保育者の体制及び資質や経験について説明できるということ、ここは基本的に、その保育者、職員が何人いるのか、そのうち有資格者が何人いるのか、その勤務体制がどうであるのかといふ、基本的な事柄について確認をするといふところでは。

最後の⑯の項目が、そういう保育者の資質向上に団体組織としてどのような取組をしていますかということで、その研修の体制だったりだとかいろいろな、自主研修も含めて、外の団体の研修も含めて、その資質向上にどのような努力をしていますかというあたりを最後、確認をする項目です。

以上が、認定基準として16の項目を想定して出しました。認定をとる場合にはこの16の項目、それぞれの領域を全て満たしていただくということを前提として、この制度を考えているところです。

登録基準に関しては、基本的な考え方は同じですが、その項目数が、4つの領域は同じなのですが、それぞれの項目の中で除外したものがあります。全部で7項目除外してありまして、登録基準のほうは9項目で構成しています。

例えば理念に関するところの基準は3つの項目で、認定基準の中の④の地域社会との連携については、登録基準のほうからは除外をいたしました。

実践基盤に関する基準のほうも同様に、認定基準の中の6番目の団体運営の維持と、あと9番目の設備環境の基準に関しては除外をして、残りの3つの基準だけ残したものです。

実践内容に関する基準については、認定基準の中の12番の量的な基準、時間数、それと13番の評価に関する基準と、14番の保護者との連携についての基準の3つを除外しまして、残った2つで構成をしています。

最後の保育者に関する基準の部分は、認定基準でいうところの最後の16の資質向上に関するその対策の部分を除くして、基本的な職員体制に関するものの確認をするという項目を残したということです。

以上、認定と登録の基準の項目までをご説明したのですが、それについても事前にご意見をいただいています、そこを先にご紹介させていただきます。

また、先ほどの検討資料3に戻っていただくのですが、その基準等についてということで、事前のご意見をいただいています。

先ほど宮原委員からもいただいた意見と重なる部分がありますけれども、まず既存の幼稚園、保育園を認定される基準にすべきであると。具体的なところは後でご説明しますが、建物や設備等の設置基準ではないので、実践内容をしっかり審査できる基準が大切。

特に12の量的な基準については、量的な基準よりも体験活動の質を図る基準にしたらどうか。量的に図る場合、園の身近に自然環境が豊富にある場合と、そうでない場合との環境要因の違いを配慮すべき。具体的には園の周辺に森や川や林、神社、公園等があれば、野外に出かけることは無理ではないが、周辺にそうした環境がない園の場合には、そもそも交通手段や時間の確保が大変であるということもあるというご意見です。

量的な基準を設定すること自体に無理があるのではというご意見もありました。回数や時間の基準を設定することで、それに意識が縛られ、回数や時間をこなすことだけで、逆に実践の質が落ちるようでは本末転倒ではないか。回数や時間よりも、活動例などに基づいて、具体的な実践内容がチェックできるほうがいい。

裏面にいきまして、⑧に戻りますが、実践内容の基準の中で、自然としっかり向き合う体験活動を実践しているとあるが、しっかり向き合うという表現が抽象的であると。

あと、「自然体験」という言葉についても、改めて具体的な表現を考えるべき。あと、プログラムが設定されているという言葉の使い方も慎重にすべき。これは設定という言葉

が設定保育というようなことを推奨するというふうに誤解をされるのではないかというようにご意見でした。

あとは保険については、賠償責任保険は必要だと思うが、傷害保険まで必要かどうかというようにご意見もございました。

以上が基準について、事前にいただいたご意見です。

先ほど質問いただきました、その時間数の部分はぜひいろいろとご意見いただきまして、特に実践内容、どういう実践をこの基準の中に盛り込むことによって、その量的・客観的な部分が基準として盛り込めるのかどうかという、そこの両面からぜひご意見をいただければというふうに思います。以上です。

○上原委員長

これ、全体としてはまた後で出てきますか。

○事務局

全体というのは、ご意見の部分ですか、全体という部分は本当に全体なので、一番最後の質疑のところでした。

○上原委員長

そうですね。わかりました。宮原さん、すみませんでした。

○宮原委員

その、さっき私がお聞きしているのは、その基準というのが、これ540時間の内容はともかくとして、これに縛られると、おそらく幼稚園、県内の幼稚園、なかなかこうあってもらえないです。

だから、質問したことは、要するに基準はどこに置いているのか。やっぱりそういう認可外とかNPOとか、そういうところでなさっている活動を県のほうでは基準に置いて、それを自然体験と称して基準にしてつくっているのです。だから、そこのところがまず違うのではないかということです。

保育園や幼稚園が、こういう認定をとろうと思って活動しようと思っても、なかなか難しい。そういう屋外で施設を持たずに活動しているところはいいですよ。でもいろいろな活動をしている中で、それでもやっぱり内容の質の問題とかがあって。私が言うのは、どうしても県の基準というのは、この屋外をメインに活動している団体、そういうところを基準に置いて、それを保育園・幼稚園にこう持っていくような気がするのですよね。

だから、先ほど私が言ったように、どこに基準を置いているのですかということは、今、ここで書いてあるように、お話しいただいたように、やっぱりそういう団体のそういう時間を基準に置いているんです。それに今度は幼稚園・保育園にそれに当てはめようとする、それは無理です。

だからこんな540時間なんていうのは、幼稚園、なかなかそんな時間はとれないです。

○高松委員

例えば幼稚園は4時間教育するところで、年間39週ということですので100何日です。それに4時間かけたとして700時間ですか、その中の500時間という言い方をされると、多分、宮原先生おっしゃっているのはそこだと思うのですが、保育所は8時間のベースで、290日です。そうやって機構の違うものを全部平均にしてこういうふうにすること自体が難しいと思います。すみません、横から解説してしまって申しわけないのですが。

幼稚園というところは4時間39週という制度ですので、この時間で出されてしまうと、ほとんど・・・

○宮原委員

だから県内の幼稚園はほとんど無理だと思う。それは、今の子育て支援で早朝とか夕方の預かりはしていますけれども、それは預かりの範疇ですから。

だから元の基準がそういう屋外で活動する団体をモデルに基準を設置しているからおかしいんですよ、要は。と同時に、この自然保育の定義が屋外という、これに限定していることがそもそもおかしい。河川や山だけじゃないですから。

だから質の問題ですよ、要は。

○飯沼委員

飯沼です。私もこの540時間というのは、どんな意味があるんだろうかというふうに実は考えました。正直言うとパーセンテージという、つまり保育時間なりのパーセンテージという考え方もあるだろうし、日数という考え方もあると思います。多分、定量的に何か基準を設けておかないと、さばくのが難しいのではないかということは理解できます。

ですから、540というのは一つのたたき台ですから、私はここに一定の基準を出されたのは、それはそれでいいと思います。ただ、この自然保育って、今までの幼稚園とか、いわゆる認可保育園とかというのとは違って、全く別なアプローチできたものを一定のその認可というか、認定していこうという試みですから、それを決めるのには今までの常識はちょっと横に置いておいて、それでどういうものがこういう基準に合うのだろうかというのを考えたほうがいいと思うんです。

ですから、宮原先生の言われた、その540時間がどうというのは確かにそのとおりですけども、それ以前に、この自然保育というのは全く新しいジャンルであるということと、それと、基準というのはこれからつくるわけですから、この540時間をたたき台にして、いなければパーセンテージにするなりというのを、この委員会において基準をつくっていけばいいのではないかと、私は思っています。

○宮原委員

いや、それは違いますね。基本理念のところに保育・教育とありますから、あくまでも保育・教育が基本理念ですから、そこから外れたものでこれを持っていくというのはやっぱり無理です。

○飯沼委員

まあ、基本理念の中には確かにそうなっていますので、全ての子どもに対するサポート、

支援というのは、保育なり教育であるというふうに思っています。

ですから、決してこれがいけないというよりは、これをもとに、できるだけ折り合いをつけていったほうが良いということだと思いました。

○上原委員長

次に依田さんにお願いと、その前にちょっと口を挟みますから。

悩んだのです。日数とかいろいろ悩んで、1週間の中で何日と、1日の中で何時間とか、そういう段階もありました。ただ、いろいろな融通の幅を持ったほうが良いだろうなというところへ来て、総量で時間を用いているというのが現状です。

○依田委員

具体的な時間のことではないのですが、先ほどのお話の中で、幼稚園は保育時間が4時間で、保育園は8時間ということが出たんですけれども。

保育園の中にも保育指針の中に養護と教育のねらいがあって、実際、保育園のほうでも教育というものにねらいを持ってやっているといます。そして、8時間のうちで、やはりその中には養護という時間がありますので、教育という時間は幼稚園と保育園と、そんなに、幼稚園だから保育園だからというふうに考えることはないのではないかとというふうに思いますし、また、認定と登録制度の基準の前の話の中では、やはり全てのところが認定を受けるのがベストではないという言葉もありましたし、初めのほうでいろいろなバリエーションの保育があることが、子どもたちや保護者にとってよい状況になるのではないかとこの考えをもとにつくられるものだと思うので、その視点でこの基準を考えていくべきだと思います。

○本城委員

改めて、今回の制度の理念のところから、認定と登録の制度も含めたいろいろな部分の制度の内容も通してご説明していただいて、混乱だとか見通しがつかなかった部分が全体的に通して見えてきたかなというふうに、まずは最初に思っています。

その上で、やっぱりこの信州型自然保育の認定・登録制度についての議論なわけですが、あくまでも検討資料1-2、はじめにのところにあるように、「この信州の自然環境を積極的に活用した野外での体験活動を機軸とする自然保育の必要性を県全体の共通認識とし」というふうにはじめにの真ん中にありますけれども、ここの部分はもう主のものと思って、この理念について、理念をどういうふう to 実現するかを、どう制度設計するかというところをこれからというか、この委員会では議論していくのだろうなというふうに認識しています。

理念のところについては、ある意味、県の案に従って議論していくべきではないかと、その理念のところを、僕もこの理念のところにはいろいろな思いがありますけれども、そこは各委員が飲み込んで、どうこれを実践するかというところの制度の部分に議論を絞っていかないと、前に進まないかなというふうには思っています。

その上で、今回大きく前回と違うのは、資料1-2の3ページですか、資格の枠の「認定とは」というところに明記されていますけれども、あくまでも信州型自然保育の実践内

容について認定登録する制度であると。ここがかなり混乱していた部分で、実践内容について認定するのか、それとも団体の認定なのかということにすごく前回までは混乱がありましたけれども、今度は実践内容であると、実践内容を認定・登録するということが明記されているのは非常にわかりやすくなってきたなと思います。

だからこそ、実践内容の認定・登録だからこそ、制度の内容のところに含まれているように、ガイドですとか、研修とか交流というのが非常に大切になってくるので、あまり今回の資料では詳しく挙げられていませんけれども、今後、そのガイドの部分と学び合いとか交流部分が、かなり詳細に決まってくることを期待しています。

この実践内容についての基準ということで、540時間だとかほかの部分についても詳しく説明されていますけれども、正直、この認定と登録制度の基準についてはハードルが高いなというふうに感じました。ただ、ハードルは高くすべきだなと思います。

森のようちえんぴっぴも野外保育の実践団体ですけれども、そこからしてもこの基準はハードルが高いです。というのは、認定・登録制度について、実践している団体の運営面ですとか、保育者の部分ということについても触れられていますから、その部分については、いわゆる野外保育の実践団体もかなり見直したりだとか、整えたりだとか、やり直したりだとか、しないといけない部分があるなというふうに思っています。

今、高松先生ですとか宮原先生からも意見が出されていましたが、おそらく認可園、例えば今540時間というところがかなり厳しい数字だなというのはお聞きしてわかったのですけれども。全ての組織、全ての団体、全ての事業者にとってこの基準はハードルが高くて、それぞれが背伸びしたりだとか、挑戦したりだとか、ストレッチしたりする部分がある基準のほうが、現状、この県の理念、理念を実現する上で自分たちの保育ですとか、幼児教育の実践を見直していこうという県の呼びかけだと思いますので、ある程度高めめの基準にしていくべきで、ではこの理念に共感するのかどうかというのは、それぞれの団体さまごままだと思います。共感するところが多分おそらく手を挙げて、自分たちの活動内容を見直しするなり、見直して認定を受ける。もしくは登録を受けるというふうには手続きをとっていくなど、やはりここでいう自然環境を積極的に活用した野外での体験活動を基準にする自然保育だけではないので、冒頭に上原先生おっしゃったように、音楽だったり、体育だったり、英語だったり、いろいろな保育ですとか、様式があってしかるべきなので、その中でも今回はあくまでも県がうたっている、この野外での体験活動だということに共感するところが手を挙げていく団体というふうに思っています。以上です。

○事務局

さっき宮原委員からいただいた部分で、一つだけ、この540時間というところだけをちょっと見ると、どうしても、その森のようちえんとか野外保育団体が有利じゃないかというふうに思われると思うのですが、決して県としては、そういった団体を想定して考えているわけではないということだけはぜひご理解いただきたいのと、今、本城委員も言われたように、全体としてみると、かなり、やっぱり運営面とか体制面、安全管理とか、そういった部分に重点を置いている部分もありますので、全体的に見ていただきつつ、さっき飯沼委員がおっしゃったように、やっぱりこの信州型自然保育という新しい試みの中で、体験活動、これは必ずしも自然体験だけには限らないんですが、そういった幅広い体

験活動を質的にどう客観的な説明ができるような基準の部分と、あとは客観的という部分では、できれば何か量的に確認できるような項目もあったらいいなというのは正直思います。それが540でなければいけないということでは全くないのですけれども、さっきのパーセンテージというのはちょっと我々として発想もなかったのも、そういったいろいろなアイデアも含めてぜひ、本当にいろいろな団体が参加できる、そういった基準になればというふうに思います。

○上原委員長

ハードルという言葉がちょっとしみ付いているかなと、言っておきますけれども。

野外保育をやっている方々を前提にしてという、そういう発想は一切ありません。全然ないです。それでハードルということからすると、今、既存の方々にとって厳しい、数字的なものとして厳しい様子を描いていますが、本城さんが言われたことに当たるのだけでも、多分、この基準でいえば、既存部分は、既存の方はほとんどクリアでしょ、問題ないんじゃないですか、きっと。それ苦しいとか、それで苦しいところがあったらちょっと困ると思いますけれども。

ですから、お互い様だということを、私は言っておきたいのです。

○宮原委員

いや、そのお互い様というのはどっちが、何をお互い様なのですか。わからない。

○上原委員長

いや、言葉はちょっと違ったかもしれないけれども、片や大変だ、これから一生懸命頑張らなければいけないところもあるし、まあ、間に合っている部分もあるでしょうしと、お互いが相互にそういうことがあるだろうと・・・

○宮原委員

それは違います。

○上原委員長

どの辺でしょう。

○宮原委員

まずお互い様というのは違うと思いますね。

○上原委員長

言葉はちょっと撤回します。

○宮原委員

あと、新しい試みだから県の指導のもとと、そういうお話しなのだけれども、それは全く違いますね。もう、これはあくまでも幼稚園、全国で最下位、24%、この県がこれか

ら、保育を推進していく県だという、そういうことであるんですけれども。この時間の定義によって幼稚園が参加できない。それに乗ろうとすると、教育の本体的な根幹的な問題になっていくわけです。

だから、あくまでもこれは基準ですというのだけれども、そのスタートラインがまず違うわけです。スタートラインが偏っているわけです。だから540時間をそのスタートにして、これから考えていきましょうというのは、まずそもそもそこが間違っているわけですと、私は思うのです。

だから、いくら皆さん方がそういう新しい試みだからハードル（フィールド）が高いけれどもというけれども、幼稚園からしてみると、この時間が押さえられることで、とにかく参加ができない。ますます幼稚園が長野県の中で最下位というより、もう最悪な状態になっていくわけです。

知事さんがこれを認定する、それに幼稚園が入っていない、それが問題です。スタートラインがそもそも違うのです。これから議論していきますというけれども、もともと設定したスタートラインがまず違うのです、無理なのです。

だから、では500何十時間としたけれども、400時間にしましょうとか、そういうふうにはならないということ。要はその500というスタートラインを、そこの設定からまず間違っている。これから考えていきましょうといっても、幼稚園はこれに対応しようとすると、本当にもうカリキュラムを全部そういう活動に充てないとクリアできない。

せっかくこういうものを長野県が打ち出して、努力はするけれども時間の制限があるというのが、これが厳しいですね。

内容的なこととか安全基準とか、そういうものはいいです、それは。それは当然県がかしていることだから、それは当然、そういうものをしっかり持たないと認定させないというのは、それは当たり前のことなのだけれども、まず、そのスタートラインの出発点がまず違うということが問題なのですよ。

これから議論していきますなんていうけれども、500から協議したって、半分ぐらいにはならないと思うのです。半分でも苦しいですけれども。

○事務局

事前のご意見のところでもちょっとご説明したように、その時間的な基準がそもそも意味を持つのかということも含めて、ぜひご意見をいただきたいのですが。

今、とりあえずたたき台としては、その量的な基準を一つ入れるということで、今回お示しをしています。540というのは、本当に仮に入れているというところが正直なところではあります。540時間という基準に妥当性があるって、基準にしているというわけではなく、そもそも量的な基準というものが、この制度全体に果たしてなじむのかどうかというあたりもぜひご意見をいただきたいと思います。

○山口委員

上田女子短期大学の山口です。宮原先生のおっしゃること非常にわかります。というのは、そもそも幼稚園には保育園の半分の時間しか与えられていない、半分しかないものをどういうふうに融通したらいいのだということは、本当に切実な問題だと私も思いますし、

おっしゃること、実時間で決められてしまつては、それ以外の活動、教育活動が圧迫されるというのは、本当におっしゃるとおりだと思います。ですので、一律の実時間で基準をつくるということはちょっと置いておいたほうがいいのではないかと思います。

で、どういうふうにするかという、私、質を図る基準を考えると非常に難しいのではないかと思います。ですから、一定の量的な枠は必要だと思うのですが、ただし、保育園と幼稚園ではもともとの持っている教育時間、保育時間が違いますので、その持っている時間の何割とか何パーセントとかというふうにするとか、全ての年間の活動の中の何％に当たるどれくらいとかというふうにしたらもう少し、それぞれの団体が参加しやすくなるような時間数で考えることができるのではないかと思います。

やはりそれぞれの保育園、幼稚園、それぞれのよさがあると思いますし、今の野外活動をやっている保育園も、そのよさを生かせるような形での自然活動、自然保育ということが、それぞれの園で考えられるようになるということが一番の目的だと思いますので、これをクリアしないとだめというふうな投げ方ではなくて、もう少しそれぞれの施設の特性を生かしつつ参加できるようなということだと考えると、今、言ったような何割とかというふうに、全ての年間の活動の中のその中の何％というふうにしたらどうかというふうに思います。

○上原委員長

ありがとうございました。

○飯島委員

休憩前に一つだけ。

○上原委員長

では一言の後に休憩に入ります。

○飯島委員

その基準のことを言っておりますから、違う視点で一つだけ、休憩前に。

はじめのところで、私は自然保育をやりながら、自然に対する畏敬の念とか、それから生命の大事さというものをぜひ、この「はじめに」の中に盛り込んでほしいと思います。

単なる大人が自然を築いてどうのこうのとか、自然を使うと言っておりますけれども、やっぱり子どもたちが自然に対する畏敬の念、その中から自分のある命がどうなのかと、そういうところを一番の基本に置いて、その後が出てくると。その辺のところをぜひ、はじめにのところに入れてほしい、以上です。

○上原委員長

ありがとうございました。それでは休憩に入ります。4時10分までお願いします。

(休憩後)

○上原委員長

ありがとうございました。では、始めますか。

遠くからの御出席もありますから、あまり長引かない時間帯で、ほどほどには終わろうと思いますけれども。

それで休憩前の続きであります。発端として、僕からしゃべりましょうか。

基準のほうの3ページのところに、年間540時間と書いてあるのですけれども、その下に、括弧の中に、屋外活動の例について、⑪の項で、要するに体験活動について説明できる項なのだけれども、具体的に記すと、この言葉で本日はとどめます。

と同時に、次が大事な言葉です。活動時間数は年齢別に配慮していくと。ですから、一律にも実は考えてもいません。なぜこれだけ入ったのか、視察、研修させていただいたところ、園でも未満児さんだけを扱っておられるという、そういうところもありましたから、画一的なところで設定してしまうというのは考えていません。それから、今までの話の流れだと、時間で表現するとか、パーセントで表現するのとか、いろいろなアイデアをいただきまして、これもちょっと何かこういううまい言い方があるというのがあったら教えていただきたいと思います。

それから、自然の体験の⑪の項です。体験活動というのはどんなものが入る、あるいはこんなものも入れていいじゃないかというのがあったら、その部分を教えていただきたいと思います。

そのたとえとしてですけれども、参考資料1について、時間を割り出すときに木戸さんにもうんと頑張っていたのでしたけれども、僕も参考資料1の裏面の旧ソビエト連邦というのはお借りした資料なのです。これ、古いのを持ち出したなということですが、でも、これ今でもそんなに変わっていませんから、まあまあ見てみてもいいだろうということで、載せさせてもらいました。

原本は幼稚園教育要領と同じものなのです。今風で言ったら、そういうものがあります。国がああいう時代の制度でしたから、違う面もありますけれども。それから、本当に見たかったら、就学前教育、これの訳本が出ていますから、これを見てもらってもいいと思います。

それで、つまり根拠の紹介だけだったのですけれども、これ、ここに挙げてある時間は散歩の時間だけを当てはめてあります。ここに注意書きしていただいたとおり。

それで、本体のほうからすると、例えば1歳、ゼロ歳から1歳も入っていますから、そうすると、外気浴というのも自然なのです。屋外だけの空気浴だけではなくて、外気に当たりましょうと、ああいう寒さの厳しい国でもあつたりするからなおさらなのでしょうけれども。多分、小さい子になればそういうことも、自然の中で飛んだり跳ねたりばかりでなくて、そんなことも入ってくるのだらうなど、結構幅広く思っています。

そんな思いもあるのですけれども、時間といいますか、総量の基準、総量の表現、書きあらわし方、捉え方、人という言い方もいただきましたけれども、そんなこと。それからどんなものが自然の中に入るか、あるいは、どんな、場所で言っていたとしても結構ですし、内容で言っていたとしても結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。その上で、また事務局、一生懸命考えてまいりますので、そんなことから入ってよろしいでしょうか。

○事務局

事務局から。本日の委員会の事務局として、今日のこの会議のゴールとしてどこまでお願いできたらということなのですけれども。

一つは、やっぱりこの制度の、認定制度・登録制度という全体のフレームについてご承認いただければというのが一番、我々の願いとしてはあるところ。あと、いろいろ趣旨とか表現部分は今日いただいたご意見、もちろんこれからしっかり詰めていきたいと思えます。

基準については、やはり量的な部分というのは、ご意見が非常に分かれるだろうというふうに我々としても想定はしておりましたので、その時間的な部分というものの以外の基準について、特に問題がなければ、その部分は引き続き細かく詰めていくというようなどころなんかは最後に、ちょっと委員長のほうでまとめていただければと思えます。

やはり時間的なものを入れるか、入れないかという根本的な議論を今日はしていただいて、やはり時間的な、量的なものを入れるということが、これは野外保育団体、その認可されている幼稚園・保育園、双方にとってメリットがないとか、もっといえば、いわゆる保護者とか、社会的な認知なり、この制度自体が信頼性を高めるということにさほど効果がないんだというご意見でまとまるのであれば、その量的なものを除外するという選択肢もあるのではないかとこのように個人的には、今のご意見を聞きながら思っているところもあるんですが。

今日、量的な部分について議論、結論が出なければ、それは持ち越しということもあるかもしれないのですが、それ以外の基準の部分は、できれば次の際に進めさせていただきたいというところはちょっとお願いできればと思っております。

○上原委員長

ありがとうございます。それではちょっと広げた範囲で議論をお願いしたいと思えます。

僕、今日、学校教育法も持ってきてまして、それで、いや幼稚園の方にもちゃんと入っていただきたいと、認定のほうに加わっていただきたいという思いはずっと持っていますから。

そうすると第23条3、幼稚園の項なのですけれども、身近な社会生活、先ほど飯島さんが言っていた生命ですね、生命及び自然に対する興味を養い、それに対する正しい理解と。ですから、概念的には入り得ることなのだと、そんな思いも持っております。別に嫌なことばかりでなく、トータルで保育、教育というのを考えて進んできています。

ほかの部分も含めてご意見やご質問をいただきたいと思えますが、言ってください。

○本城委員

今、事務局から今回のねらいというか、落としどころというか、目指したいところのお話がありましたけれども、その点について言うと、全体的なフレームについて僕は賛成です。

その中で、今、議論をやっている時間、基準の時間の部分については、これが例えば100

時間であろうが50時間であろうが、もしくは活動時間の30%というふうにであったり、例えば10%というふうになったとしても、このフレームに影響は与えないのかなと思っていますので、継続審議というふうな形にして、全体のフレームについては全く異論ありません。以上です。

○上原委員長

ありがとうございます。

○高松委員

根本的なところですみません、申しわけありません、まだうじうじ考えているのですが。

私どもの園では、雨が降れば柔らかい地面も耕して水を流し、自然に対して能動的に働きかけをしております。あの木の枝がほしいといえ、差し支えなければ、折って子どもに。自然との呼応関係の中で、自然というのがやっぱり子どもたちに働きかけてくれる。やりとりの中で育って、それが環境との教育だと思っているわけですが。

例えば自然の山に連れて行って、ここに先生、穴掘りたいと言ったら、そういうことはOKなのでしょうか。自然のところへ連れて行って、神社でも公園でもそうなのですが、もっと自然の山、そういうところで、あの木でここにブランコつくりたいと言ったら、園庭はOKです。かなり能動的にそういうことに対して働きかけた保育は展開できます。

そういう、いわゆる自然保育の中でそういうことがもし許されているなら、それは能動的に働きかけて、その環境との呼応関係の中で教育されていくと思いますが、そういうところに穴を掘ってはだめだと、あの葉っぱをとってはだめというようなことがもし行われているなら、この大前提のところなのですが、そういうことは、教育的な価値といえますか、山の中で生活すれば自然保育ではないと思うのです。自然との呼応関係があつて初めて教育は成り立つと思うのですが、実際にはそういうことはどういうふうになっているのか、どなたか関係の方にお答えをいただきたいと思います。

○小林委員

高松先生の能動的ということがかなり限定的で、その子どもの姿に対して、穴を掘ることが能動的だという、そのことでないにしても、園庭と同じことを山の中でやりたいということ自体を能動的だということ自体がちょっと狭いかなんて、ちょっと思いましたけれども。

子どもたち、自然の中へ入っていくと、山の中に入っていくと、その自然環境を生かした形での遊びを自分たちでみんなします。それはつまり、園庭にあるものを、同じものを同じように設定したいとか、セッティングしたいというようなことと全く違う遊びが生まれてきて、それも全て能動的に自分たちが遊びを生み出しているわけですから、何というか、砂場遊びと同じ状況を森の中へ持ってこようという子どもの姿はあまりないので・・・

○高松委員

それはたとえの話で、自然に・・・

○小林委員

ですから、主体性だとか能動的だとかというのは本当に子どもたち、その環境をちゃんと受けとめて、その中で、そこに今、適しているかどうかというのはいろいろな考え方がありますけれども、それだけです。

現実的に、例えばこの土地に穴を掘っていいかどうかというのは、地主との関係性もあるのでそれはいろいろでしょうし、全然いいところもあるでしょうし、そういうことはやってはいけないというところもあるでしょうし、ただ、実際子どもがやりたいと思っているような部分のフレームで、それが、絶対そんなことをやっちゃいけないというふうに規制したことはあまりないのですけれども。

環境教育の考え方にもよって、例えば積んだものを同じところへ戻したほうがいいのか、配慮をすることはたくさんありますけれども、そのことであまり規制をした覚えはちょっとないですけれども。

どっちにしても、子どもの姿としては、ちょっとその環境で随分変わってくるというふうに思っていますけれども。

○高松委員

すみません。自然がいけないということではなくて、これは絶対だめということは自然の中でもあるので、それはそれでいいのですが。ただ、規制するとかしないとかではなくて、能動的に自然にかかわっていくというあたりがどうなのだろう。ただ時間を保証すればいいということではない気がするのです。

○小林委員

さっきのご議論の誤訳とか、そういう外枠の何か設定と実際の中身と、それはもちろんどんなものでもそうですよね。外枠と中身はイコールではないというか、外枠だけクリアしたからそれでOKとか、見えない中身だけやっているのだから、うちは時間が短くてもOKだとか、そういうことでは多分ないというか。

設定のほうでは、多分、何かしらの枠があるだろうと、それは別に500であろうが、100であろうが、1,000であろうが、何でもいいですけれども、枠があると。けども、中身は特に実践者は、現場は、その枠をクリアすればいいなんていうふうには全然思っていないというか、子どもの大事な時間なので、そこで実りのある時間をつくりたいと思うだろうし、子ども自身がそこでいっぱい遊びたいと思うだろうし、そのことだけでクリアしようと、もしくはそのことだけでよしとするのはむしろ管理者のほうで、そんなふうに思っている管理者もいないでしょうけれども、それから、さっきも言ったように、子どもたちの自主性だとか何とかという部分では、例えば山へ行って、山へ連れ出して行って、ただそこにボーッと突っ立ってて何時間か過ぎましたということをやっているわけではないので、何というか、そこで自主性が見られないとかということでもないでしょうし、とって、ボーッとしていることもOKだと思っていますけれども。

とにかく、その思いの中での時間というのはかなり豊かな時間だなというふうに私は思っています。

○上原委員長

僕の感覚では、同等の捉え方にはなってしまうのだけれども、かなり懸命に働きかけていかないと、要するに木を切ったり何なりでなくとも、時間との競争があり、天気との競争がありで、もう懸命にやっついていかないと間に合わないと言いながら、私はそういうのも能動と思っています。

○高松委員

そういう意味です。

○上原委員長

ありがとうございます。では、ほかの観点でも内容でも結構ですけれども。

ちょっと勉強もかねて、木戸さん、ドイツを見てきた、森のようちえんと言わなくていいのだけれども、自然のというのはどんなふうに行っているものなのですか。

○木戸委員

そうですね、もちろんドイツも日本も文化も背景も、それから行政の取組方というのが違うので、一概にそのままドイツのものがどうかとかいうのは言えないのですけれども、一つの参考としてお話しさせていただきます。

まず時間についてなんですけれども、森の幼稚園、自然保育というもの、考え方はドイツのほうでは、やはりもう既存の園ももちろんそういうことが大切だということもわかっていますし、いろいろなニーズがあって、いろいろな子どもが今増えてきていて、社会状態も、やっぱり体験が不足していて、自然がいくらあっても、なかなかそれを保育の中で生かすことが、先生自体はすごく大切と思っても、いろいろな時間ですとか規制ですとかということで、実際できない状況というのを、それを何とか行政としても支援していこうということで、自然の中の取り組みというのをすごく押しているというのは各州で見られています。

その中で、やはり内容というのも州が出している、各州各県に当たるようなものなんですけれども、そちらが出している幼稚園教育要領保育指針といったような、発達ですとか教育というものを体系的にまとめられたものをもとに、では自然の中での活動というのはどういったものが考えられるかということで、やはり時間というのも一つの視点にはなっております。

なぜかといいますと、先ほども何度も出ているように、音楽ですとか、造形活動とか、そういう表現というのも一つ大きな教育の視点にはなるのですけれども、そのベースにあるのは、やはり幼児期の子どもというのは、実際に直接、自然の中に入って行って、自分が体験して、先生とのお話しだけとかという、大人が考えるような抽象的なレベルでは子どもには入っていかないので、もちろん先生とのかかわりが第一前提ではあるんですけれども、自然の中での活動時間というのは、やはり普通に考えたらもう何時間も確保されてくるといってお話で進められている状況でした。

ほかにも細かいことが出てきてしまうんですが、この辺で終わりにします。

○上原委員長

ありがとうございました。外国の様子も含めて、何かご質問、ご意見ありましたら。

○荒井委員

いろいろご意見出ている、特にこの時間の問題なのですが、私もちょっと今日見て、いきなり540時間だったのでびっくりしたというのが実感です。

その難しさはどこにあるかといったときに屋外、前は、メールでいただいた時点では野外でした。今日、屋外となっています。この辺もちょっと明確化したほうがいいかなと、野外というと、どれが野外なのだという話になりますし、屋外だったら園庭も屋外になるという問題もあります。

もう一つ、先ほど来から、そうですね、宮原先生からも写真をいただきましたけれども、自然を中心とした保育といっても、決して屋外だけでなく、屋外の体験をベースにして、例えば持ち帰って、教室、保育室の中でそれを制作活動の中で生かして味わうとか、そういったことも広く言えば自然体験になってくるわけですし、例えば、私たちが行った円福寺幼稚園さんなんかは、ビオトープとか、園庭の中に川をつくったという中での自然体験をされています。

実際、畑もつくられて、それを園庭とってはいけないのかもしれませんが、となると、この屋外、野外という形で、しかも時間で区切るというのはかなり、そぐわない基準になるのではないかという感想を持っています。

では、と思ったときに、先ほど来、山口先生もおっしゃいましたけれども、質的なものを客観的な基準で図るというのはほぼ矛盾なのです。なので、客観という言葉はどう捉えるかというのがここで問題になってきて、さっきから僕も結論が出ずにいるのですが。

少なくとも、教育、保育目標の中に自然体験というのを中枢に据えていて、かつ活動実績があるという点を大切にしていけるべきなのじゃないかなと思うんです。それを、ではどうやったら具体的に基準の中に位置づけられるかなというのを僕はここで議論として膨らませていただければなと思うのですが、僕もちょっと、今、いい案が出てこない状況です。すみません、以上です。

○事務局

野外と屋外の言葉のことについてだけ補足させていただきます。

今、まさに荒井委員がおっしゃったように、前回までは野外ということで、こちらの認識としては、保育園なり幼稚園の敷地から出てというようなイメージだったのですが、今回はもうちょっと幅を広げるという意味で、園庭も含めて、その建物の外で活動を全般的に、その建物の外の活動を全て含めて屋外という言葉に今、変更したという、意識的にちょっと変えました。

ですので、さらに広げて、では外から持ち帰った素材をその教育活動なり保育に生かすというようなどころまで含めるということになると、それをどこで線を引くかというようなこと、また、もう一つ別な表現が必要になってくると思うのですけれども。とりあえず、どこに線を引くかというところで、今回は野外でなく屋外というふうに変更したということです。

○上原委員長

建物を指しているということです。ですから、飯島さん、何か発想ありますか。例えば庭をどう使うかといった。

○飯島委員

私自身は、長野県の保育園や幼稚園ならば、自然に不足しているところはまず、極端な言い方をすると、ないに近いと思うのです。長野市の町場の真ん中はどうかわかりませんが。

そうすると、もう屋外に出れば全ての場所が自然と接しているという感覚でいます。実際、東京あたりの認可外保育園なんかへ行けば、ひどいところで保育していますから、それが認可ですから、そういうことから考えると、長野県の保育所、こんな広い庭で、あるいは幼稚園はもっと広い庭を使っているのですけれども、そういうことを考えると、屋外という定義は私はいいかないと、こんなふうに思っています。

○上原委員長

わかりました。

○飯沼委員

飯沼です。ずっとしゃべっていてすみません。さっきの時間もそうなのだろうし、おそらく自然の捉え方というのもそうなんでしょうけれども。例えば、1週間のうち5日間外に出てどこかへ行った子どもと、全然出なかった子どもと、何が違うのかと。例えばこういう基準を設ける場合にも、こうやればこういういいところがあるのですよというのがやっぱり前提にないと、この保護者にピリッとしないと思うのです。

例えば子どもを育てる責任は親にありますよね。それで、私たち行政も社会もその支援をするだけなのだと思うのです。親から子どもを取り上げて育てるわけではないですから。そうすると、その親が子どもを育てるときに、うちの子をどうやって育てるのかと、これをちゃんと親は決めて、そしてそれをやらなければいけないと思うのです。そのために私たちは情報とか、それからやり方とか、支援の制度とかをして、今の安倍内閣が言っているように、女の人ももっと働いてちょうだいと、保育園をたくさんつくるから預けて働いてちょうだいと言っているわけですが、もっと言うと、ゼロ歳児から預けて働いてちょうだいと言っているわけじゃないですか。それに対応するために、いろいろな子ども・子育て支援新制度というのをつくったわけですし、それに従って量的に増やそうとしているわけです。だけど、この自然保育の話の中では、この保育をやることによってこんないいことがある、子どもはこうなるということをまず仮定をして話しているわけです。

つまり自然保育というのはこういうものだという定義と、それからこれをやるとこうなりますという仮定と、あと残っているのはエビデンスです、検証です。そうすると、本来やらなければいけないのは、ここで仮定をしてそれを検証すること、そしてそれをまたフィードバックすることだと思うのです。

なので、私はこの認定基準という、認定ですけれども、区分けはこれでいいと思うので

す。さっきの時間にしても、それから野外のくくり方にしても、それはエビデンスの対象ですから、ちゃんと検証すればいいというふうに考えています。以上です。

○高松委員

県の、このもともとのお考えの中に非常にこう、さっきの規制をうんとかけて、レベルの高いところでやるなら、私はそれはそれでいいと思って、もっともっと厳格化していただいて、こういうところが信州の幼児教育で、こんなところをやっているところも幾つかあるんですということでもいいのか、今、何百かある、その幼保の既存施設もあるわけですが、そういうところはみんなその基準を下げておいて、大勢登録している園があるということをお大事にしていきたいのか。その辺はどうなのかなどと思いながら、私自身、自分のことを考えたら、自然の教育を規制するとか全然そんなふうには思わないのですが、グレードを上げていただいて、やりたい人は頑張っってそこを超えていくようなやり方でも私はいいのではないかなというふうな気はしておりますが。

どちらの方向性をたどろうとしておられるのか、そこがよく見えてこないのですが、いかがでしょうか。

○事務局

今回、その認定と登録というその両方のカテゴリを設定したというところは、いわゆる認定というものに関しては、より自然環境を活用したさまざまな体験活動に力点を置くという意味で、そういう実践に対して客観的にも示せる、そういう実践が県内に幾つあって、そこでは具体的にどういう活動をしていて、それは、さっき飯沼委員もおっしゃったように、子どもにとってどういう成果が上がっているかというあたりを少し厳密に説明ができるような、そういう仕組みとして認定というものを想定しているというのがあります。

もう一つ、やっぱりその登録というものも設定したのは、できるだけ裾野を広く、やっぱり県内全域に、さっき飯沼委員もおっしゃったように、それを長野県全体に共通するやっぱり特徴といいますか、その利点としてその自然体験なり、その自然と絡めたいろいろな体験活動というものが、できるだけ裾野を広く広がってほしいというようなことで、その登録という、もう一つの仕組みも同時に考えたということですので、ねらいとしてはその二つというのが正直なところでは。

先ほど飯沼委員がおっしゃった部分で、個人的にふと思ったのは、確かにいろいろな前提条件が違う、制度的な前提条件が違うという中で、カリキュラムは当然、それに伴って決められているという前提、ドイツと日本と単純に比較できないというところも当然あるので、片や飯沼委員がおっしゃったように、エビデンスとしてやっぱり時間的に、ではどれだけそれぞれの団体がどれだけ時間をかけているのかというあたりを、こちらとしてはやっぱり記録としてはしっかりとるべきかなというふうに思います。だから、それを条件に入れるのではなくその条件から除外するけれども、その記録としてはしっかりと提出を、ご報告いただくというようなこととして、例えば量的なものを残すというような考え方も一つある。

だから、それは当然、実際の中身と時間という両方をこうやって総合的に見るということになるのですけれども。必ずしも一律に何時間とか、何日とか、何回というようなこと

ろで基準には盛り込まないと。ただ、しっかりその、どういう実践をどのくらいの時間、分量をやっているのかというところは記録としては残しておくというような、仕組みとして許容できるのかというあたりは、ぜひご意見いただきたいというふうに思います。

○上原委員長

そんな構想でいるのですけれども。

○飯島委員

私自身は、保護者がいろいろなことを選べる環境を提示するということが大事なことですから、何ら反対もいたしませんけれども。要は先ほど冒頭で言いましたように、銀座で発信するというのではなくて、長野県の県民に同じように発信できるものをつくってほしい。ですから、国のほうでこういう新しい新制度ができる矢先に、同じフィールドで県民に伝えられる仕組みをつくってほしい。

今回だけは、この自然、森のようちえんだけがここから発信した。それから、認定こども園のほうは相変わらずこっちから発信したということのないように、せっかく同時スタートになりそうな時期ですから、同じところで情報がつかめられるような仕組みをつくってほしいと思います。それは大変なことだと思いますけれども、ぜひこれはしていただかないと、結局、何、そっちでそんないいことがあったの、こっちにはこんなことがあったのということでは県民のサービスにならない。同じところにあることによって県民がチョイスできる、選択できるという、そういう仕組みをつくっていただければ、私たちは何ら問題ないと思いますし、特に今回の認定、それから登録の問題は、これで補助金が膨大に出てくるということでもないようでありますから、それはその中で自分たちが登録をとるか、それから認定をとるかという、自分たちのステータスで進めればいんだらうと。

ただ、この中にも盛り込んでいただきましたけれども、最後、私たちの育てた子どもたちというのは、就学前の子どもたちというのは、小学校へつないでいく子どもたちでありますから、やはりそういうところはきっちり担保してあげないといけないということだらうと思います。以上です。

○上原委員長

ありがとうございます。それは、要するに多様な部分はほしいと。ただ、それもチョイスの場面としては、親が選べる場は用意してほしいと、そういうことですね。

○高松委員

可能なんでしょうか。今、おっしゃったこと・・・

○事務局

今、飯島委員がおっしゃった、その県、行政として一元的にしっかり連携をとってというのは、当然意識しないといけないと思っています。

今後、庁内で教育委員会、幼児教育連絡会議を主管している教育委員会も交えて、情報の共有をしっかりとした上で、こども・家庭課の今、進めている来年度の新制度のことも当

然視野に入れながら、そこは矛盾がないようにしていきたいというふうに思っています。

○上原委員長

矛盾がないように、選べるチャンスをきちんと担保してもらえるようにでしたね。

○事務局

県としては、今言われたように、バラバラに発信をするのではなくて、その全体として大きな意味での子育てとか、保育とか、幼児教育という、全体の大きなフレームの中これ位置づけていくと。

○上原委員長

お願いします。では仕事も進めなくてはいけないから、だから大枠としては基準の時間の表現はちょっと工夫させていただきます。またご意見をください。

大枠としてはこれでよろしいですね。詰めていく作業をしようと思えますけれども、詰めていく中で、また気づいたこと、わかりやすくなったこと、ほか、いろいろ出てきますので、その次にまたお諮りをします。

では、そんなところでよろしいでしょうか。

○事務局

スケジュール的なことをちょっと、後で次回以降の委員会の日程調整というのがあるのですが、この制度としては11月の下旬に、全国の森のようちえんとか野外保育の関係の団体が集まる全国フォーラムというのが、実は11月の下旬、22、23、24日に仙台で開催されまして、そこに阿部知事が招待をされています。

その時点で、長野県としてこういう制度をつくりましたということで、今つくっていません、議論していますという途中経過ではなくて、つくりましたということで、全国に向けて公表をさせていただきたいというふうに思っています。

今後の委員会は、10月と11月で1カ月に1回ずつ予定をしています。11月の委員会まで残り2回ですけれども、その2回の中で制度の細かな部分、あと基準の細かな部分も検討していただいて、承認をいただくというような流れで考えていきたいと思えます。

ですので、今日、その全体のフレームの部分と、その量的なもの以外の基準の部分について特に問題がないということであれば、量的な部分は継続審議をしていただくということで進めさせていただければというふうに思えます。

○上原委員長

何でもかんでも知事には合わせませんけれども、拙速は避けませんが……おおむね、こんなペースで出させてください。

では、よろしいですか、そんなふうに進めさせていただきます。またお諮りしていきますので、このところまではよろしいですか。

(2)「信州型自然保育ガイド」(仮称)作業部会について

○上原委員長

2番目へ行っていいですか、ガイドですけれども。

まず(2)「信州型自然保育ガイド」(仮称)作業部会についてです。では説明を。

○事務局

事務局の田中です。よろしくお願いいたします。信州型自然保育ガイド(仮称)について、ご説明申し上げます。

今、全体のフレームについておおよその承認があったと思いますので、その流れでいくと、今後信州型自然保育ガイドを作成することとなりますが、予算上、残りの検討委員会は4回のみです。この中では、ちょっと時間的に厳しいのではないかという声もございまして、作業部会というものを設置して、そこで専門的に事例収集ですとか各事例の効果、あるいは意義など、そういったことを分析して、信州型自然保育ガイドというものを作成することとしたいと思っております。

今回、この検討委員会の中で、その作業部会の設置についてとその後どのようにメンバーを選定するのかということまでお諮りしたいと思っております。

承認いただきましたら、9月中旬に作業部会を発足し、11月の第5回の検討委員会で原案の素案を提出させていただいて、そこでまた内容を検討していただきます。そこで受けたご意見をもとに、また作業部会の中で検討して、12月の検討委員会で原案を答申し、1月の最後の検討委員会の中で決定というような流れになるかと思っております。

なので、今日はとりあえず作業部会の設置及びメンバーの選定の仕方についてお諮りしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○上原委員長

説明は以上ですけれども。要は、先ほども言いましたけれども、保護者の方にしっかり内容をお伝えできる、その素材としても用意したいし、また、これから具体的に申請とかに入っていきますと、ではどういうことを盛り込んだら、あるいはどういうことが該当するのかというのがやっぱりわからなくてはいけないから、この今回とあまり遅れることなく、全く同時進行というのはきついですけれども、あまり遅れることなく進めていきたいと、そんな思いでいます。

ついでに言ってしまうと、そのときには皆さんにもまたご協力をお願いしたいという、そういうことも考えます。よろしいでしょうか、設けさせていただいて進めてまいりますけれども。

では、設けさせていただくということで、また日取りとかメンバーとかは追って相談の上ですね。

○事務局

メンバーの選定は事務局と委員長のほうでご一任いただくということでよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○上原委員長

多々お願いすることがあると思います。皆さん、よろしくお願いします。

○上原委員長

(3) 検討委員会、今後の開催日程案について、お願いします。

○事務局

引き続き、日程についてご説明申し上げます。

以前から、各委員さんのほうには今後の日程ということでご照会をかけさせていただきましたが、その中で、10月、11月、12月と1月で残り4回の検討委員会の日程を事務局のほうで絞らせていただきました。この日程でバツをつけられた委員さんもいらっしゃるのですが、全体的に見て、この日程でないと出席者がかなり少なくなってしまうというような状況だったものですから、この日程で今回提示させていただきました。

次回は10月24日金曜日の午後2時から5時で、県庁で開催したいのですが、まずそれはよろしいでしょうか。もし欠席されるという委員さんがいらっしゃいましたら、事前に資料をお持ちするなりして、情報共有しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

11月、12月、あと1月ですけれども、これもこの日程でとりあえず決定させていただいてもよろしいでしょうか。

また、近くなりましたら場所を含めて、時間はおそらく午後になると思いますが、なるべく早めにご連絡するようにいたします。

○上原委員長

ありがとうございます。この間により挟まるように作業部会というのが入ってくるかと思っておりますけれども、それはその折に連絡させていただきます。

その他でよろしいですか。

(4) その他

○事務局

事務局からは以上ですので、これは委員の方からもし何かあれば。

○上原委員長

委員の方はありますか。僕は心情を吐露しますが、高松先生が言っていることが、これが一番の悩みなのです。広めたらいいのか、それともレアものであってもしっかりかたいものをつくり上げるのかとか、ただ、悪いことをやっているつもりありませんから、

広まってほしいという思いと同時に、中身をどれだけ担保するかという、これがうんと難しいです。これはずっと揺れながら行こうと思っています。どちらかにできるかわかりませんが。また、さっきの時間のことも含め、折々でぜひお寄せください。それについては逐一検討します。以上です。

閉 会

○山本こども・若者担当部長

では閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本当に今日は長時間にわたりまして熱心なご議論、ありがとうございました。

委員皆様のお一人お一人の発言を聞いておりますと、本当に子どもたちの愛情、そしていかに今、自分たちが見ていらっしゃる子どもをどうやって育てていくのがいいのか、それについてはどうやって考えていったらいいのかという、本当にその一言一言に皆さんの愛情、それに長野県をどういうふうにしていったらいいのかというような気持ちを本当に感じることができました。素案のほうもいろいろとご指摘いただき、ありがたいと思っております。

私どもが一番、どうやってまとめたらいいのかと思い、苦心しました認定と登録、幅広いいろいろな価値観の保護者の方々がいらっしゃる中で、その多様性といえますか、うちの子どもにこういう幼児教育を受けさせたい。こういう幼児保育がいいんだみたいな、その辺も保護者のお気持ちも加味しつつ、実際、子どもの幸せも考えつつみたいところでバランスといえますか、いろいろなことを考えていければと思っております。

また、ぜひ今後ともいろいろなお知恵を拝借いただき、率直なご意見を賜われれば、本当にありがたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

本当に今日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして、閉会させていただきます。本当にありがとうございました。